

令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年1月21日（火）

【開会】 14時01分

【閉会】 17時01分

【場所】 川崎市役所本庁舎復元棟2階 201・202会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委 員 野村 浩子

委 員 西井 孝明

教育長職務代理者 芳川 玲子

委 員 森川 多供子

委 員 坂口 緑

【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 佐藤 佳哉

教育政策室長 岩上 淳

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

学校教育部長 小澤 毅夫

生涯学習部長 大島 直樹

健康給食推進室長 日笠 健二

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 堅月 基

教職員人事課長 武田 充功

教職員人事課課長補佐 瀧澤 和義

教職員人事課職員 志賀 響

健康教育課担当課長 末木 琢郎

健康教育課指導主事 里見 亜紀子

健康教育課職員 鈴木 溪

庶務課課長補佐 桐生 真由美

庶務課職員 曾根 一真

教育環境整備推進室担当課長 亀村 豊

教育環境整備推進室担当係長 山崎 瑞穂

学校教育部担当部長 田中 康子

学校教育部担当課長 福岡 弘行

教育環境整備推進室担当課長 木上 浩

教育環境整備推進室課長補佐 山崎 実

支援教育課長 森 真二

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 長谷川 俊太

支援教育課担当課長 伊藤 琢也

教育環境整備推進室担当課長 井川 秀雄

教育環境整備推進室担当係長 小杉 竜太郎

健康給食推進室担当課長 片山 美緒

健康給食推進室担当係長 阿部 勇太

生涯学習推進課長 山口 弘

生涯学習推進課担当課長 柿森 篤実

生涯学習推進課課長補佐 鈴木 兼玲

指導課長 新田 憲

指導課担当係長 横山 遼

指導課担当課長 北村 美幸

指導課担当係長 新津 尚之

指導課担当係長 小野 三千代

指導課担当係長 畑山 拓登

指導課指導主事 塚野 剛史

【署名人】

教育長職務代理者 芳川 玲子

委 員 森川 多供子

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、定例会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会議は、14時から17時までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それぞれ、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 議事の入替及び非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項Ⅱと議事事項Ⅱの順番を入れ替え、議事事項Ⅱから説明させていただきますので、御了承願います。

また、報告事項No. 4から報告事項No. 13まで及び議案第32号から議案第34号までは、期日を指定して公表する必要がある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第4号に該当するため、報告事項No. 14は、公開することにより教育行政の公正または円滑な運営に支障を生ずるおそれがある事件であり、「川崎市教育委員会会議規則」第7条第5号に該当するため、同条ただし書の規定により、非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よってこれらの案件は、非公開とすることに決定します。

なお、報告事項No. 4から報告事項No. 13まで及び議案第32号から議案第34号までは、期日後に公表しても支障がないため、報告事項No. 14は、事故公表後に公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人について、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川委員と森川委員をお願いいたします。

6 報告事項Ⅰ

報告事項No. 1 令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（冬期選考）の実施について

【小田嶋教育長】

まず、報告事項Ⅰに入ります。

報告事項No. 1「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（冬期選考）の実施について」の説明を、教職員人事課長、お願いいたします。

【武田教職員人事課長】

報告事項No. 1「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（冬期選考）の実施について」御説明いたしますので、ファイルナンバー01、報告事項No. 1を御覧ください。

本試験は、本市の教員を志望する方々の受験機会を拡充し、優れた人材、多様な人材の更なる確保を図るため、新たに実施するものでございます。

項番の1、選考区分・校種等でございますが、選考Aは、市外の現職正規教員経験者を対象とした選考と、市立学校正規教員経験者を対象としたジョブ・リターン制度による選考を小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で実施します。また選考Bは、正規教員経験者を対象とした選考を、選考Cは、市立学校において臨時的任用職員、非常勤講師、一般任期付教員等経験者等を対象とした選考をいずれも特別支援学校で実施いたします。募集人員は3つの選考区分を合わせて、60名程度でございます。

2ページを御覧ください。項番の2、受付期間及び申込方法につきましては、受付期間を令和6年12月26日から令和7年1月19日までとし、申込方法を電子申請とするものでございま

す。

項番の3、第1次試験につきましては、選考B及び選考Cを対象に2月1日に実施いたします。

試験の内容は、集団討論、小論文Aとしておりまして、2次試験扱いの小論文Bも同日に実施いたします。

なお、選考Aは市外の国公立学校において現職の正規職員として勤務していること、または本市の正規教員経験者であることから、第1次試験を免除しております。

項番の4、第1次試験結果通知につきましては、2月6日を予定しております。

項番の5、第2次試験につきましては、2月9日に場面指導と個人面接を実施いたします。

項番の6、第2次試験結果通知につきましては、2月中旬を予定しております。

説明につきましては、以上となります。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見等はございますでしょうか。

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

御説明、ありがとうございました。

今現在、分かる範囲でいいのですが、どのぐらいの応募者の方がいらっしゃるのか教えてください。

【武田教職員人事課長】

ありがとうございます。

今現在、最終集計中ですので、なかなかこの場で具体的な数字は申し上げられないところもございまして、まとめ次第、委員の皆様にお知らせしたいというふうに考えております。

以上でございます。

【小田嶋委員長】

ほかにはいかがでしょう。

野村委員。

【野村委員】

御説明、ありがとうございました。

お尋ねしたいんですけれども、受験の回数制限というのですか、例えば夏、秋とありましたので、ここで受験の制限はないかということをお伺いしたいです。というのも、緊張で本領発揮できなかったという方もいらっしゃると思うので、繰り返し受けることも意味があると思うんですけれども、応募状況の感じを見ると、回数を増やすだけで受験の方の顔ぶれですとか、人数が増えなかった場合、この実施の意味があるのかどうかというところが気になるのですが、そういうことも含めて、受験の回数の制限はないのかというところを教えてください。

【武田教職員人事課長】

ありがとうございます。

特に制限は設けておりません。また、顔ぶれといいますか、応募している方は必ずしも同じ方が皆さん応募されているわけではなくて、新しい方も応募されておりますので、受験機会の拡充という点も含めて、これらを実施していくと効果があるというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 1は終了といたします。

報告事項No. 2 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 2「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」の説明を、健康教育課担当課長、お願いいたします。

【末木健康教育課担当課長】

それでは、報告事項No. 2「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」御報告いたしますので、ファイルナンバー02-1、報告事項No. 2のファイルを御覧ください。

本日は、スポーツ庁が実施いたしました本調査における本市の概要につきまして、御報告させていただきます。

初めに、資料1ページの四角囲みにつきましては、本調査の概要でございますので、資料に記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。「1 本市の体力の状況」でございます。

「(1) 体力合計点の経年推移」を御覧ください。

(図1-1)は、小学5年生男子の、(図1-2)は小学5年生女子の経年推移を、また、点線につきましては、全国の平均の数値、線のグラフでは、本市の数値をお示ししているところでございますが、本市の体力合計点は、前回の調査結果と比較して横ばいとなっていたところがございます。

(図1-3)は、中学2年生男子の、(図1-4)は、中学2年生女子の経年推移をお示ししておりますが、本市の体力合計点は、前回の調査結果を上回る結果となり、中学2年生男子では、平成26年度以降、最も良い結果となったところがございます。

3ページを御覧ください。「(2) 種目ごとの平均値の比較」でございます。

表1のとおり、本市では、小学5年生男女では握力及び長座体前屈が、中学2年生男子では上体起こし及び持久走が、中学2年生女子では握力、上体起こし及び持久走が、全国平均をそれぞれ上回っており、その他の種目は小中学生ともに全国平均を下回ったところがございます。

4ページを御覧ください。「2 運動習慣等の状況」でございます。

初めに、「(1) 運動やスポーツすることは「好き・やや好き」と回答した割合を御覧ください。

表2のとおり、本市では、小学5年生男女と中学2年生男子では、全国平均とほぼ同じですが、中学2年生女子では、全国平均より低い傾向が見られたところでございます。

次に「(2) 授業以外における運動やスポーツの1週間の総運動時間」を御覧ください。表3のとおり、本市では、小学5年生男女では全国平均を下回りましたが、中学2年生男女では全国平均を上回っているところでございます。

5ページを御覧ください。「3 生活習慣の状況」を御覧ください。

「(1) 1日当たりの睡眠時間の割合」でございます。表4のとおり、本市の児童生徒の1日当たりの睡眠時間が8時間以上の割合は、小学5年生男女では全国平均とほぼ同じですが、中学2年生男女では全国平均より低い傾向が見られたところでございます。

6ページを御覧ください。「(2) 学習以外での平日1日当たりのTV、DVD、ゲーム機等の画面の視聴時間、いわゆるスクリーンタイムの割合」でございます。

表5のとおり、本市の1日当たりの画面の視聴時間が3時間以上の割合は、小学5年生男女では、全国平均よりやや低く、中学2年生男女では、やや高い傾向が見られたところでございます。

7ページを御覧ください。「(3) 朝食を毎日食べると回答した割合」でございます。

表6のとおり、小学5年生の男女と中学2年生男子では全国平均とほぼ同じでございますが、中学2年生女子では全国平均より低い傾向が見られたところでございます。

8ページを御覧ください。「4 調査結果から見える本市の現状と課題」でございます。

1点目として、本市の児童生徒の体力・運動能力は、前回の調査結果と比較すると、全国平均を上回る種目が増えた一方、小学5年生男女では、反復横跳び及び20メートルシャトルランが、中学2年生男女は、立ち幅跳びが、全国平均値との差があり、引き続き、各体力・運動能力を向上させる動きを普段の体育活動に積極的に取り入れる等の工夫が必要であること。

2点目として、運動やスポーツをすることは「好き・やや好き」と回答した割合が、小学5年生男女、中学2年生男女の全てで全国平均より低くなっており、児童生徒の体力向上を図るため、運動の楽しさや喜びを味わうことができる体育の学習内容の工夫に加えて、生活の中に運動を取り入れ、定着させるための取組をさらに進めていくことが必要であること。

3点目といたしまして、生活習慣等の調査から、全国平均と比べると、中学2年生男女では、睡眠時間が短く、スクリーンタイムが長くなっていることや、中学2年生女子では、朝食を毎日食べる割合も少ないことから、生活習慣等について意識を持ち、調和の取れた規則正しい生活の大切さを理解できるよう、保健の学習内容を工夫する必要があると考えているところでございます。

最後に、「5 今後の取組について」の具体的な取組についてでございます。

スポーツ庁から提供されるデータを基に、専門家の指導を参考にしながら、自校の調査結果の分析・考察を行うとともに、児童生徒が自分の体力をGIGA端末等の活用によって「見える化」し、児童生徒一人ひとりが適切な目標を設定し、休み時間や体育・保健体育の学習等で体力の向上が図れるよう、各学校の授業等の工夫・改善を行います。

また、児童生徒にスポーツの楽しさやすばらしさを感じてもらうため、かわさきスポーツパートナーによる「ふれあいスポーツ教室」の実施や、新たに小学校における体力向上の取組である「かわさきキラキラチャレンジ」のお手本動画の作成など、関係機関と連携・協力した取組などを進めてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見等はございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明、ありがとうございました。

川崎の子どもたちのいいところも、結果が振るわなかったところも両方見受けられた中で、気になったのは、1週間の総運動時間というのが、中学生は全国平均よりも長く運動している一方で、運動が好きかどうかというところで全国を下回っている。長く運動しているのに、好きという気持ちがそんなにないというのはどういう状況なのかなというところで、どのように分析されるのかなと気になりました。

これは私の仮説というか、もしかしたら、やらされているというか、やる環境があるからこそできているというところに支えられているのがあるのかもしれないなと思っていて、ただ、私たちが育むべきは、一生スポーツに関わって健康を維持していくようなモチベーションを持ち続けることだと思うのですよね。やらされるという環境がなくなっても、子どもたちが健康でいてもらうには、「好き」という気持ちを育てていくのがすごい大事だと思います。

そうなってくると、今後の対策のところで気になるのは、体育学習の充実、充実というワードは時に怖くて、熱心過ぎる体育の指導というのは余計に体育の苦手意識を育ててしまう場合もあるのかなというふうに思います。上手になれば好きになるわけでもないですし、苦手でも楽しめるということをどうしたら伝えられるのか、そこは一層、充実というのは何で示すのかということとを間違わないでいただきたいというのが意見です。

それから、ライフスタイルについては、子どもたちのどんなに授業で伝えても、それももちろん大事なんですけれども、家庭の理解というのも大事になってくるのかなと思います。習い事で忙しいのか、それともヤングケアラーのように家庭の環境のせいなのか、どんな理由でその子が忙しくて、思うように休息が取れないのかとか、運動の機会が持てないかというのは背景様々あると思うんですよね。そうしたときに、子どもたちだけに「あなたが管理するもの」というのは押しつけになってしまってもよくないと思うので、その部分をどう家庭にお知らせして協力をしていただくのかということも今後の対策として、どう考えていращやるのかをお聞かせいただければと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

では、2点ありましたけれども。

まず、総運動時間の全国との差についての考え方について、お願いします。

【末木健康教育課担当課長】

総運動時間が全国に比べて高くなっているという調査結果が明らかになっていまして、これは例年の結果でございます。やはり、本市における中学校の運動時間については、大きいのは部活動ではないかというふうに考えております。ただ総時間の平均を見ますと、部活動プラスさらに

運動しているというような時間が増えていますので、中学生、男女を含めてですが、積極的に運動に取り組んでいるというような実態がありますので、そちらはより健康である一方で、委員から御指摘があったとおり、やらされているということの御意見につきましては、同じように委員の御指摘のありましたように、体育の学習の中で工夫をしていくということが大事だと思いますので、これらの生活習慣、運動の結果を体育の担当教員の集まる会議がございますので、改めて結果を共有した上で、この部分については協議してまいりたいと思っております。

【小田嶋教育長】

もう1点が家庭への啓発ということです。

【末木健康教育課担当課長】

家庭への啓発につきましては、この結果につきまして、学校の中だけで共有するだけではなくて、学校のほうからも発信することが大事だと思いますので、今後新たに個々の記録を入力するという、見える化の取組を来年度から始めてみようと思っておりますので、そういうところも含めて、学校のほうからも積極的に体力の部分について、保護者のほうにいろいろな機会を通じて発信していくように、これも内部などを通じて周知していきたいというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかに何かありますでしょうか。

森川委員。

【森川委員】

御説明、ありがとうございました。

「3 生活習慣の状況」なんですけれども、スクリーンタイムのところなんですけど、これは児童生徒からの自己申告という形の集計でよろしいですか。

【末木健康教育課担当課長】

おっしゃるとおりでございます。

【森川委員】

わかりました。現場にいての体感よりも、ちょっとみんな数字を少なく書いたのかなという、私の中の実感でして、ここの数字は今後絶対に増えることはあっても減ることはないように思われます。かなり、小学1年生から、Y o u T u b e のようなものが子どもたちの生活に入り込んでいるので、ここも減らすのはかなり難しく、逆に、それを見越した上での訴え方をしていかなないと、厳しいのかなと思います。

ただ、家庭の、先ほど野村委員がおっしゃった、家庭への啓発なんですけれども、朝食を食べる・食べないに関しては、児童生徒ではどうしようもない、どうすることもできないこともあるわけで、現場の学習内容を工夫するとありましたが、私は作ってもらえないのなら、自分で作ろうという呼びかけを子どもたちにしていく、食べることは大事で、作ってもいいんだよという。

私は家庭科の学習も体力に関係があるのではなかろうかと思っております。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

御説明、ありがとうございます。

森川さんの意見と重複するところがあって大変恐縮なんですけれども、生活習慣のところのスクリーンタイムの調査がありましたけれども、これに関しては、これを受けてどういうふうなアクションを子どもたちにやっていくのかというところの議論を、もう少し聞かせていただきたいなと思っています。

というのも、1つ事例を申し上げると、皆さんは御承知だと思いますけど、東北大学の川島隆太先生の宮城県での研究報告をお聞きしたことがあって、10年間ぐらいの調査だと思いますけれども、レポートというところまではいかないかもしれませんが、近い研究があって、スクリーンタイムが、特にスマホによって1日当たり、例えば、ほぼ影響がないのは1時間以内で、それから1時間ずつ増えるごとに能力、偏差値も下がっていくというのを10年間かけて、10年間という小学生から大学、社会人までのことで、有意に影響があるということも発表されているんです。怖いんですよね。特に4時間以上という時間をスクリーンタイムで過ごしている児童生徒が、これだけの構成に、川崎にいるということで、かなり一生懸命勉強しながら、一方でそうでない勉強も家庭でもらっているということになっていますので、そのことは怖いんだよということを教えてあげるといえるのは、大事な仕事なんじゃないかというふうに思いました。世の中に研究発表をちゃんとされているので、それを教育委員会が評価をして、適切に理解できている状態で、父兄と児童生徒に伝えていくと、子どもたちも高学年になっていくと、それぐらいのことを理解できる年になっていると思いますので、そういうことは、ぜひ、やっていただきたいと思います。

【小田嶋委員長】

ありがとうございます。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

申し上げるかどうか迷いながらなんですけど、1つ質問で、具体的な取組のところで、新たに小学校における体力向上の取組として「かわさきキラキラチャレンジ」のお手本動画の作成をしますとあります。これは初めての取組なんですか。それとも過去にもう既にやったことがあり、新たにさらに動画を作るということでしょうか。

【末木健康教育課担当課長】

動画を作成して配布をするという取組は過去にも行っておりまして、様々な運動を取り上げて動画を作るということは、スポーツパートナーの御協力をいただいてやっております。今回はさらに違う種目、投げる種目ですとか、そういう違う種目で、また新たに動画を作りましたので、それを新たに配布いたしましたので、活躍している選手たちが自分たちの学校でも取り組むような、種目に取り組んでいるという映像を見て、取り組んでもらえればなという思いで作らせていただきました。

【坂口委員】

ありがとうございます。

体育の授業で活用するというのはとてもいいかなというふうに思います。一方で、個人個人がこれを見て何かするということにかなりつながりにくいなというふうに思っていました。

各地域にある、例えば、ゆる部活というようなものは川崎市にありますか。朝、勝ち負けをしないで、いろんな種目をちょっとだけする、例えば、30分のゆる部活。

【小田嶋教育長】

ゆる部活は、今はないです、川崎に。

【坂口委員】

多分、総時間数というのが伸びているというのが中学2年生男子に顕著ということもあって、部活の参加率も高いんだらうというふうに思います。スポーツに大変熱心な地区でもあるから。そうじゃない子どもたちにどうアプローチするのかというのをぜひ考えていただきたいですし、ここに動画があるんでしたら、そういう方々が活用するには、ということを考えていただきたいですし、そのためには、運動部じゃない人たちの運動の機会というのをどう確保したらいいか。授業も大事なんですけれども、これを授業以外の時間というのを総時間量ということでカウントしているというところもあるので、体育の授業ももちろん重要なんですけれども、それ以外の機会をということもぜひ考えていただきたいです。

以上です。

【小田嶋教育長】

小学校では、きらきらタイムということをずっと継続的に、いわゆる中休み、長い休み時間ですね、午前中の。その時間を使った縄跳びだとか、ダンスであったり、いろいろなものを作っていく中で、新たな動画を今まで作ってきて、そこに活用したりもしているんですが、今回、また新たなスポーツパートナーに協力いただいて作ったものを、そういった時間等で活用していただいています。

【坂口委員】

ありがとうございました。

【小田嶋委員長】

ほかに何かありますでしょうか。

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

御報告、ありがとうございました。

気になったところは、各委員が言っていることと通じるものがあると思うんですが、特に気になったところは、具体的な取組になってくると、スポーツ、運動に特化したものになってしまっている気がしていて、この資料を見ていきますと、実はスクリーンタイムの話だとか朝食の話だとか、生活全般のことを取り上げながら結果を出したりとかしてくださるんですけども、具体的な取組になると、運動をどうするかとかというふうに、ちょっと間口が狭くなってしまっている感じがしているんです。そうなってくると、例えば、森川委員とか西井委員が言ったように、子どもたちに、運動、スポーツだけではなくて、もっと役に立つような情報の提供であったりとか、もう少し幅の広いフィードバックを子どもたちに対してやることができたらいいなというふうに思いますので、具体的な取組の中、せっかくこれだけ分析していただいたので、もう少しほかのものとリンクしながら考えていただけると、さらにいいのかなというふうに思いました。

以上です。

【小田嶋委員長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

7 議事事項Ⅰ

議案第31号 川崎市教育委員会公告式規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅰに入ります。

議案第31号「川崎市教育委員会公告式規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第31号につきまして、御説明申し上げます。

ファイルナンバー03-2、議案第31号資料の2ページを御覧ください。

初めに、1でございますが、公告式とは、ある事項を広く一般に周知させる方式をいい、条例、規則等の公布・公表の方式は、川崎市公告式条例で、教育委員会が定める規則、規程の公布・公表の方式は、川崎市教育委員会公告式規則で定めております。

また、現在、本市では、右下の写真のとおり、掲示場に書面を掲示する方式を採用しております。

3 ページに参りまして、2 でございますが、アナログ規制の見直しにより、掲示場に書面を掲示する方式としている川崎市公告式条例が一部改正され、それに伴い川崎市教育委員会公告式規則の見直しを行うものでございます。

3 の今後の公告式でございますが、原則として、川崎市公報、具体的には市ホームページに登載いたします。

続きまして、ファイルナンバー 03-1、議案第 31 号のファイルをお開きいただき、4 ページを御覧ください。

制定理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会規則その他川崎市教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式に関し必要な事項を定めるものでございます。

規則の内容について御説明いたしますので、恐れ入りますが、2 ページにお戻りください。

第 2 条におきまして、教育委員会規則を公布する際の方式を、第 3 条におきまして、教育委員会訓令を公表する際の方式を、3 ページにまたがる部分でございますが、第 4 条におきまして、教育委員会告示や教育委員会公告を公表する際の方式を、それぞれ定めております。

なお、附則において、この規則をアナログ規制の見直しに伴い関係条例の整備に関する条例附則ただし書に規定する規定の施行の日から施行するとともに、川崎市教育委員会公告式規則を廃止する旨を定めております。

議案第 31 号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第 31 号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決いたします。

傍聴人の方に申し上げます。これからは非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第 6 条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下非公開>

8 議事事項Ⅱ

議案第32号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第33号 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について

【小田嶋教育長】

では、続いて、議事事項Ⅱに入ります。

議案第32号「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の方針について」及び議案第33号「川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について」ですが、これらはいずれも教育長及び教育委員会委員の給料月額等に関する条例の一部改正の方針についての議案となりますので、一括して審議することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、一括して審議いたします。

それでは、議案第32号及び議案第33号についての説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第32号「川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正の方針について」及び議案第33号「川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正の方針について」、一括して御説明いたします。

ファイルナンバー13、議案第32号・33号のファイルを御覧ください。

初めに、「1 改正の理由」でございますが、市長から川崎市特別職報酬等審議会に諮問した「川崎市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について」の答申に基づく市長などの給料月額等の改定に伴い、教育長及び教育委員会委員の給料月額等の改定を行うためでございます。

次に、「2 方針の内容」でございますが、(1)のとおり、教育長の給料月額を、現行の額から1万円引き上げ、また、(2)のとおり、教育委員会委員の報酬を、現行の額から4,000円引き上げるものでございます。

説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問、御意見等はございますでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

御説明、ありがとうございます。

この背景というか、これを教育委員会で審議する根拠を教えてくださいませんか。つまり、市長などの額が提示されたということについては、よろしいかと思いますし、それが議会で審議されるのはいいと思うんですけど、教育委員会は執行機関であって、教育長、それから、私ども委員が参加しているメンバーなんですけど、これを決議するということについて、そこをどういう条文の根拠があつてのことか教えてくださいませんか。

【伊藤庶務課担当課長】

こういった方針を教育委員会会議に諮る趣旨でございますが、まず1点目でございますが、今回、川崎市特別職報酬等審議会の答申があつたわけですが、この中には教育長ですとか教育委員会委員は含まれておりません。したがって、こういった答申が出されたことを踏まえまして、条例の所管課である教育委員会のほうで決めていくというのが第一の趣旨です。ただ、教育委員会のほうに条例の改正する権限はございませんので、あくまでも方針として決めただけで、こちらからは市長に改正の依頼をする。こういった方針が決まりましたので、改正作業をお願いしますということの方針案を諮るものでございます。

以上でございます。

【西井委員】

そうするとこれは、方針依頼の決議ということですか。これを、給料をこれだけ上げてほしいということ、市長に上申するための決議と、そういうふうに思っているわけですか。ここで決めたから上がるというものではないのですよね。

【伊藤庶務課担当課長】

難しいところでもあるんですが、形式的にはそうなりますけれども、市役所全体を通じて、特別職の報酬が上がりますので、教育委員会でも上げる方針を定めましたので、改正のほうをよろしくお願いしますというような決定になるかと思います。

【小田嶋教育長】

御理解いただけましたか。

【西井委員】

あまり理解できないです。

【小田嶋教育長】

そういう説明のとおりということで理解していただければと思います。

【西井委員】

慣例上というか、そういうことになりますね。

【小田嶋教育長】

そうなるでしょうね。

【伊藤庶務課担当課長】

特別職の方に関しましては、同じ改定率をかけて、全体と同じような水準を上げていくという慣例となっております。

【西井委員】

なるほど、慣例に基づきですね。

【池之上教育次長】

最後は議会の議決になります。

【西井委員】

それはわかります。

議会の議決ということが最終の決議だということであれば、承知いたしました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、議案ごとに行います。

まず、議案第32号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第33号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決いたします。

議案第34号 新小倉小学校の建物の取得について

【小田嶋教育長】

次に、議案第34号「新小倉小学校の建物の取得について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

それでは、議案第34号「新小倉小学校の建物の取得について」御説明いたします。

ファイルナンバー14-1、議案第34号をお開きください。

本議案は、市長が行う教育財産の取得に際しての教育委員会の申出についてお諮りするものでございます。

今回、取得対象であります新小倉小学校の建物は、一般財団法人川崎市まちづくり公社により、立替施行制度によって建築されたものでございまして、令和5年度に着工し、本年1月31日に完成予定となっております。

初めに、「1 取得建物」についてでございますが、「学校名及び所在地」につきましては、新小倉小学校、川崎市幸区新小倉2番15号でございます。

「種類・構造・規模・取得面積」につきましては、「校舎・体育館棟」は、鉄骨造、地上4階建て、取得面積は合計1万7,541.20平方メートル、「屋外体育倉庫」は、木造平家建て、取得面積97.20平方メートル、「駐輪場」は、鉄骨造平家建て、取得面積22.42平方メートルでございます。

取得金額は、99億2,464万5,244円でございます。買入れの相手方は、一般財団法人川崎市まちづくり公社でございます。

2ページを御覧ください。「2 取得予定建物位置図」及び「3 取得予定建物配置図」でございます。

3ページを御覧ください。教育財産の取得に係る教育委員会の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第28条第2項の規定に基づき、市長に提出する予定の文書でございます。

続きまして、ファイルナンバー14-2、議案第34号資料をお開きください。

「1 建物概要等」につきましては、所在地、敷地面積、延べ床面積、構造・規模については、それぞれ記載のとおりでございまして、「(5) 各階平面図」につきましては、2ページ以降に資料がございますので、併せて御覧ください。

「2 設計コンセプト」につきましては、学びをつなぐ、地域をつなぐ、未来へつなぐの3つでございます。

「3 施設の特徴」につきましては、(1) GIGAスクール構想への対応といたしまして、普通教室及び特別教室にプロジェクターを整備いたします。

「(2) 環境への配慮」につきましては、屋上に太陽光パネルの設置や高断熱・高气密化による空調負担の軽減、雨水をトイレの洗浄水として利用いたします。

「(3) 地域開放エリアの充実」といたしましては、地域利用しやすい配置とし、学校と地域の幅広い活動に対応しております。

「(4) 防災機能の充実」につきましては、応急給水拠点やマンホールトイレなどの整備、災害時にも利用できる体育館空調、太陽光パネルや蓄電池など、避難所としての活用にも備えております。

資料右上を御覧ください。

「４ 立替施行制度の活用」についてでございますが、立替施行制度は、大規模団地等の建設に伴い、短期に集中して学校等公共施設の整備が必要になった際に、地方公共団体に集中する業務負担や財政負担を緩和するための制度であり、公社等が施設整備を実施し、後に地方公共団体が建設費等を公社等に支払い、建物を取得するものでございます。

本市では、平成６年に一般財団法人川崎市まちづくり公社と協定を締結以来、学校施設の整備でも立替施行制度を活用してきております。

新小倉小学校の校舎の整備に当たっては、本市の大規模建設事業との業務集中に伴う技術職員の不足のために、一般財団法人川崎市まちづくり公社による立替施行制度を活用することといたしました。

次に、「５ 今後のスケジュール」についてでございますが、令和７年２月に、建物の取得についての議案提出を行い、議決後に建物を取得する予定でございます。取得後、開校準備を進めて、３月の竣工式を経て４月に開校いたします。

説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第３４号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は原案のとおり可決いたします。

９ 報告事項Ⅱ

報告事項Ｎｏ．３ 中央支援学校高等部分教室校舎増築その他工事請負契約の締結について

【小田嶋教育長】

続いて、報告事項Ⅱに入ります。

議事事項Ｎｏ．３「中央支援学校高等部分教室校舎増築その他工事請負契約の締結について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いします。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項Ｎｏ．３「中央支援学校高等部分教室校舎増築その他工事請負契約の締結について」御説明いたしますので、ファイルナンバー０４－１をお開きください。

令和7年第1回市議会定例会に議案として提出いたします、工事請負契約の概要でございます。

工事名は、「中央支援学校高等部分教室校舎増築その他工事」、工事場所は、川崎市中原区上小田中三丁目10番5号、契約の方法は、一般競争入札、契約金額は、17億3,800万円、完成期限は、令和8年9月30日、契約の相手方は、興建・若井共同企業体、代表者は、株式会社興建でございます。

次のページを御覧ください。参考資料の工事概要でございます。

本工事は、特別支援学校の施設の狭あい化の解消や、障害に応じた教育環境の確保のため、校舎の増改築を行うものでございます。

「1 構造・規模」でございますが、(1)の体育館棟、(2)の増築校舎棟、(3)の既存校舎は、それぞれ記載のとおりでございます。

「2 主要室名」等の詳細につきましては、資料で御説明いたしますので、ファイルナンバー04-2をお開きください。

1ページ、案内図を御覧ください。図面の赤色の部分が工事場所で、中央支援学校高等部分教室は聾学校の敷地内にございます。

次に、2ページ、配置図を御覧ください。赤い線で囲まれた場所が今回の計画敷地となります。図面の中央の建物が既存校舎、東側のグレー部分が体育館棟、南西側のグレー部分が増築校舎棟でございます。正門は敷地の東側にございます。

次に、3ページを御覧ください。1階平面図でございます。黄色の部分は特別教室で、体育館棟に調理室、職業教育室、パソコン室、音楽室、美術室が、増築校舎棟に通級指導室がございます。水色の部分は管理諸室で、増築校舎棟に通級事務室、地域支援相談室がございます。また、本工事において実施する既存校舎の主な改修部分を赤線で示しております。

次に、4ページを御覧ください。2階平面図でございます。桃色の部分は屋内運動場で、体育館棟にアリーナ・ステージがございます。増築校舎棟には、特別教室として理科室と技術・木工室、管理諸室として多目的室がございます。

次に、5ページを御覧ください。3階平面図でございます。体育館棟には、屋内運動場として小体育室、増築校舎棟には、管理諸室として多目的室などがございます。

6ページから9ページまでは、体育館棟の、10ページから12ページまでは、増築校舎棟の立面図、断面図、完成予想図をそれぞれ添付してございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見等はいかがでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

工事のプロセスは、これから計画の中で明らかになってくると思うんですけども、1点だけ、騒音レベルの配慮というものを今回注意していらっしゃるかどうかという確認だけです。音に敏感な生徒・児童さんがいらっしゃるのかなと思ったのですが、通常の増改築工事とは、もう一段気をつける必要があるのかと認識したものですから。

【木上教育環境整備推進室担当課長】

工事の機械はなるべく低騒音型のものを考えておりまして、それでまた工事の契約が終わったら、よくよく学校と打合せをしながら、お子さんたちの勉強の妨げにならないような、そういったような打合せをできないかというような話合いをしながら、工事を進めてまいりたいと思っております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

報告事項No. 4 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業における事業進捗状況について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 4「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業における事業進捗状況について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

それでは、お手元の資料のファイルナンバー05を御覧ください。報告事項No. 4「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業における事業進捗状況について」でございます。

2ページを御覧ください。「1 事業概要」でございます。

(1) 事業概要についてでございますが、本事業は川崎市立小学校103校、中学校51校を対象施設としており、PFI方式により空調設備等の設計・施工・維持管理等を行うものでございます。事業期間は令和6年3月18日から令和23年3月31日までの約17年間でございます。

(2) 契約概要でございますが、契約の相手方は株式会社川崎スクールエアクオリティで、代表企業等は記載のとおりでございます。

(3) 事業スケジュールでございますが、空調の更新・新設は、令和7年度から令和10年度にかけて行う予定となっております。年度ごとの設計及び整備年度は記載のとおりとなっております。また、維持管理につきましては、事業期間を通じて令和22年度まで行います。

3ページを御覧ください。「2 事業進捗」でございます。

(1) 維持管理業務でございますが、新設等設備の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち、利用者が安全かつ快適に利用できるような品質等を保持するための業務でございます。更新整備対象外設備に対しても定期点検、フィルター清掃等を行うほか、学校からの問合せ対応等を行っております。

アの令和6年度事業進捗状況でございますが、シーズンイン点検及びフロン排出抑制法に基づく点検を行ったほか、学校からの問合せに対し、不具合の確認等を行い、必要に応じて教育環境整備推進室で修繕や内部洗浄等の対応を行いました。

イの市によるモニタリングでございますが、業務記録等の確認を行っております。夏季の点検については、当初予定より時間を要したため、早期に完了するよう指示し、冬季の点検では改善が図られました。

(2) 設計業務、施工業務でございますが、更新時期を迎えている空調設備の更新及び未設置の特別教室等への空調設備の新設を行うもので、令和6年度は34校の設計を行っており、予定どおりに令和7年度に施工業務を行います。省エネ性能に優れた機種を導入と遠隔監視システムの導入により、エネルギー使用量の削減を目指しています。

イの市によるモニタリングでございますが、業務水準の達成状況を確認するため、適切に業務内容のモニタリングを行っております。

4ページを御覧ください。議案第33号「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について」に係る附帯決議の対応状況でございます。

1の地元活用、地元調達に向けた取組につきましては、事業者提案による市内事業者割合について履行状況の確認を適切に行っており、令和7年度の施工に向け、引き続きモニタリングを実施してまいります。

2の契約変更等の議会への説明や下請業者への適正な支払いにつきましては、対象室の変更及び物価変動を反映する必要があることから、令和7年第1回市議会定例会において、変更契約に関する議案を提出する予定です。また、下請事業者への適正な支払いにつきましては、事業者に周知し、不適切な事例が生じた場合には、必要な指導を行ってまいります。

3の災害時支援に関する協定の締結につきましては、令和6年9月に事業者との災害協定を締結いたしました。主な内容といたしましては、災害発生時の応急措置等を実施することや、市内構成員が被災により活動できないときは、市外構成企業が中心となって支援を行うこととしております。

5ページは、参考として災害時における応急措置に関する協定書の締結について、6ページに本事業における更新整備年度を添付しておりますので併せて御確認ください。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

森川委員。

【森川委員】

御説明、ありがとうございました。

3ページなんですけども、冷暖房の切替時期に当たる5月から問合せが増えているというところなんですけども、問合せというのは、「冷房が効きません」というよりは、暖房というよりは冷房のほうでお伺いしたいんですけれども、つけても動きませんとなった場合、お問合せが来てから、実際に直していただけるまでどのくらいの日数とかはお分かりになりますか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

具体的な日数、何日ぐらいというのは把握してございませんけれども、事業者には問合せがありましたら、市のほうに連絡が入りまして、不具合の状況を確認して、あとは故障の状況等によっ

て対応可能な日数も少し変わってくるとは思いますが、可能な限り、早く復旧できるように、改善するように努めているところでございます。

【森川委員】

ありがとうございます。

機種によって、学校によって、導入した年度が違うので、全て直せるのに、どんな制度があるのかなという理解をして、耐えて待つこともあったんですけども、夏の暑さが尋常でないので、冷房が効かなくなると、みんなして保健室に来る児童とかも出てきたりするので、なるべく、すぐに直せないようでしたら、サーキュレーターを入れるとか、何らかの応急処置みたいな、貸出しみたいなものがあったら、現場も救われるのではないのかと思うことがありますので、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

野村委員。

【野村委員】

御説明、ありがとうございました。

こうして計画どおりに進めていただいて、また、災害時の対応も検討していただいて、適切に進めていただいているなというふうに捉えています。ただ、実際現場の先生方とお話する機会を持ちますと、かなりその状況に乖離を感じているというのも正直なところ、あります。灼熱の太陽のもと、冷房も効かずに38度の気温の中で授業をされていて、具合が悪くなったら保健室に行って、保健室があふれ返っていたりとか、また、それとは別の学校ですけども、体調不良者を預かるはずの保健室の空調が壊れても、すぐには対応が来なくて、それでも数週間で来てもらえるだけでもありがたいというふうな捉え方を先生はされていますけれども、私は保護者の1人として、それでは子どもを預けるのが不安な環境です。もし子どもが夏の暑い中38度で授業を受けていて、そして仮に保健室も壊れていたら、そういう中で子どもを学校に行かせるのは、本当に安全な環境を私たちは用意できているのかと、反省しかないと考えています。計画と現場の乖離というものはどうして起きていると思われますか。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

現場の状況が当初の想定以上に故障ですとか、外気温が上がっているという意味では、環境が悪化しているということがあると思ひまして、なかなかそこに十分な対応ができていないというところがあると認識しておりますけれども、来年度以降、着実に工事を進めていく中で、可能な限りしっかりと教育環境の改善を図りたいというふうに考えております。

【野村委員】

ありがとうございます。

もう1つ、予算の関係もあるとは思いますが、思った以上に温暖化が厳しいとか、思った以上に壊れるのが早かったということなど、予期せぬことって起こり得ると思うんですけど、そういうときにどれくらい柔軟に対応できるだけの予算が確保されているのかとか、計画にゆとりがあるのかということとか、あとは、それでもお待ちいただかなければいけないときに、どれだけ学校の現場に寄り添った、森川委員がおっしゃったような、サーキュレーターを入れるでもいいですが、何かしら、学校と相談して、どんな対策を設けているのか、そこに御納得いただけていないからこそ、こういう声が私たち委員にも届いていると思うんです。どういった対策があるのか、メニューをきちんと用意して、問合せに対して、もう少しお応えいただければ安心して預けられるので、このままでは本当に先生方の命も子どもの命も危ないと思うので、もう少し危機感がほしいところです。お願いします。

【小田嶋教育長】

西井委員、どうぞ。

【西井委員】

野村さんの意見と重複するところがあるんですけど、重複したところから言うと、2ページの「(3) 事業スケジュール」ありますね、これは更新が、ということなんですけど、この中で表現上の問題かも分かりませんが、既存空調整備等の更新と未設置の特別教室への新設というのは、両方足し上げられてあるのですけれども、未設置の特別教室というのは、それぞれ各年度の数字からいうと、どういう状況になっているかというのは、まず教えていただけますでしょうか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

まず、普通教室につきましては、既に100%空調が整備されているところでございまして、特別教室につきましては、約8割ぐらいの設置率というところでございます。今回更新と合わせて、ついていない教室に設置していくということで、集中管理を入れながら、学校ごとに整備していますので、この対象校ごとに未設置の特別教室にその工事が入る年度に、設置をされていくというような計画とさせていただいております。

【西井委員】

ということなんですけど、数字で教えてください。つまり令和7年度で、特別教室で未設置のものは、令和7年を我慢する学校が何校あるのか、8年このぐらい、9年このぐらい、ということですか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

特別教室もいろんな部屋があるのですけれども、いわゆる教科で使う教室について数字を把握しておりまして、整備の予定教室数が令和7年度で約90室、令和8年度で約50室、令和9年度で約40室、令和10年度で10室を本事業で整備する予定となっております。

【西井委員】

ありがとうございます。

ということは、全体での未整備の部屋が190室あるということですか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

はい。

【西井委員】

190室あって、それをこの年数をかけて進めるということですね。そうすると、その間に冷房がついていない特別教室を使う場合、どういうふうにするんですか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

特別教室の対策につきましては、既にスポットクーラーということで簡易型ではございますけれども、移動式のクーラーを配置させていただいております。現時点ではそこで優先には対応していただいているというところでございます。

【西井委員】

分かりました。そういう避難措置を講じた上で、そういう計画で進んでいるということですね、学校の方も了解されているということでしょうか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

はい。

【西井委員】

それで重なる部分ですけれども、維持管理業務に関するところ、野村さんが聞かれたことですが、事業進捗の（1）番のアの表がついていますね。見ると、シーズンイン点検というのがあって、全ての学校ではないですね。つまり、月をまたがって、ずっと1年間通していくと全校回れると、百五十いくつになるのですか。つまり、これはまず業者さんによるモニタリングという点検をされるということですが、それが夏場に向かってピークがあり、冬場のピークがあるということについて、間に合っていないところが随分あるような気がするのですが、母数は154、学校数ですね、これ。それに対して各月にこれぐらい順番にやっていくということですが、それによって漏れているところがあるから、問合せがあったり、問合せと書かれていますけれども、実際にはあまり効かないとか、昨年は大丈夫だったけど今年は調子が悪いとか、こういう話になるんじゃないかというふうに、これを見ると推察されます。つまり、シーズンインの点検が甘いのではないかと。ここを業者さんと協議をする中で、もうちょっとピークを迎える前に夏と冬に向けてしっかり点検すれば、そんなに37度、38度になってから慌てることがなくなるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

確かに、今回も夏に向けてのシーズンイン点検の日程調整に少し課題があったものと認識しております。それにつきましては、今年度の反省を踏まえて学校との日程調整に活用していくと

いうことで業者と調整していきたいと考えております。

【西井委員】

それは、令和7年に向かって教育委員会のほうに計画を出していただくことはできますか。つまり、これは去年の対応件数ですか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

こちらについては今年度ということ。

【西井委員】

令和6年度ということですよ、今、動いているところですよ。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

はい、そうです。

【西井委員】

令和7年度のシーズンイン点検というのは、どういうふうにするかというのを、ぜひ、別の機会で教えていただきたい。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

そうですね。令和7年度に向けて、学校と日程調整をし始める月が決まっているということで、タイミングや報告の仕方があると思いますけれども、調整させていただきまして、報告をさせていただきたいと思います。

【西井委員】

学校と協議をしてというのはわかりますけど、基本的にはシーズン前に終わりたいんだと、チェックを。それは生徒・児童の健康問題に影響する話なので、計画の段階で学校の話じゃない、何もなくて全て学校の計画に合わせてやるというのは、進め方として話がおかしいんじゃないの。つまり、シーズンイン点検をやった上で大丈夫だからシーズンを迎えられる。それをやったにもかかわらず、それに対して何らかの不具合が生じた場合は、先ほど、森川さんからあったように、できるだけ時間を置かずに、今、お答えなられたように、時間をかけずに修理に伺うと。こういうことではないですか。こんなだったらシーズンイン点検やってどうするんですか。あり得ないと思います。

【小田嶋教育長】

その辺の来年度の今年の状況を見ながら改善していくというのは、ある程度可能なこととして考えていいですか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

可能になるように調整していきたいと思います。

【小田嶋教育長】

可能な限り、限界はあるのかもしれませんが、しっかりそこを詰めていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

【西井委員】

設備の訪問については、大方針の中で、このスタイルの契約、運用方式に変えていったんですよね。基本的に川崎の事業なんだから、川崎の地元の産業をしっかり使っていくと、地元の企業を使っていくというのが前提で、これだけ長い契約を結ばれているんです。この考え方はいいと思うんです。ただし、今みたいな健康状態に影響が出るような設備の運用がなされているときに、地元の企業でできなければ、先ほどの事例のように、外部から、あるいは、洪水のときは川崎市以外の事業者から応援を求めると言っているわけですよね。それと全く同じじゃないですか。それぐらいのフレキシブルな対応ができるようにするというのが企画をする教育委員会事務局の仕事ですよ。緊急事態だと思った方がいいですよ。そういうふうにはぜひ思って対処してほしいんです。お願いしますよ。

【小田嶋教育長】

次の契約変更にも関わることになりますか。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

契約変更とは関連いたしませんけれども、しっかりと調整していきたいと思います。

【井川教育環境整備推進室担当課長】

補足させていただきますけれども、今回PFIという事業の中で、一定の機能保証をしていると。要するに、企業側の責任でもって、この期間の一定の製品保証というわけなんですけれども、それ以外の今出たようなところについても、個別に対応はしていきます。ただ個別にやると、その瞬間はよくても、性能保証がなく、ただの修理になってしまう。そうなるこのPFIから抜けていくと、今、ちょうど悩ましい時期でもありまして、もちろん、学校と協議をしながら、直さなければいけないところはすぐ直すのですけれども、そうすると、PFIという大きな船から下りてしまう。そうすると、その後の次回の10年間というところをどうやるかということを考えると、できれば、この船に乗っていたほうが長期的には有利だろうということで、今、難しい判断を学校とともに相談しながら進めているところではあります。とは言え、船に乗るために無理するという事ではないので、そこは現場とも調整をしながらというところでやらせていただいておりますけれども、先ほど、野村委員からもありましたけれども、早くやりたい、一方で適切な手続も踏まなければいけないというところがございます。実際には見積りをもらったりとか、それで簡単に1、2週間たってしまうというのが実際のところなんですね。先ほどおっしゃられましたシーズンイン点検をできれば5月、6月までに終わるということで計画を立てていたものの、今年度、過ぎてしまいましたけれども、冬場は何とかそれを短縮化させてみますので、その

経験を生かしてやっていくというふうに考えております。

ただ、例年、シーズンイン点検をしても、本格稼働をすると不具合が起きるとするのは、どうしてもありますので、そこにはできる限りの対応をしまいたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

【西井委員】

理解はしますが、健康被害が出てから後悔しても遅いということを考えてほしいかなと思います。

それと、今の話に納得いかないのは、洪水が起きたときに、業者だったら自分の責任が果たせないから、外の事業者を使わせてくださいということについては、こちらの契約更新、この契約の変更後、受け入れると、費用を出してもらう。そういう契約になっているにもかかわらず、こちら側で見つけた不具合について、対応もこれまでと同じように10年間の契約をもらって、どちらが有利かというのは、コストパフォーマンスがいいかというのは、比較できるものが違うじゃないですか。そこの考え方を、そういうことまで含めて行政は指定業者に丸投げしているんですか。それは業者の仕事だと言っているんじゃないくて、我々の仕事だということを言っているんですよ。それができていないことを言われているんですよというふうに思っていたきたいということです。

モニタリングの話は、5月までにやってくれと。それを前提に契約を見直すこともあるかもしれない。そういうことをちゃんとルール化して、もう1回徹底しましょうよと。なぜなら環境が変わってきているんだから。ということをしてほしいんですよ。そこはぜひ、努力しました、だけどできませんということがないように、改めてくどいですが、申し上げておきます。

【小田嶋教育長】

森川委員。

【森川委員】

本当にシーズンイン点検、重要だなって、西井委員の今お話聞いていて思ったんですけども、万万が一、例えば先ほどおっしゃった、いざ動かしてみたら動かなかったなどあった場合に、もうちょっと柔軟な対応、子どもって一人ひとりが発熱体なんですよ。クーラーが効かない部屋に30人詰め込んで、よりよい授業をなさいなんで、学びの場として、決して適切ではないのです。なので、スポットクーラーの貸出しやりますよとか、そういう柔軟な対応の提案、学校って余分な設備一切ないんですよ。もう出払っちゃうので。なので、事務局がお持ちしましょうとか、そういう柔軟な提案を、それこそ現場に寄り添っていただきたい。大人の都合で時期がこうだとか、予算がどうだとかといって、隙間に落ちていくのは子どもの健康であっては決していけないと思いますので、よろしくお願いいたします。

【井川教育環境整備推進室担当課長】

ただ今のお話であります、スポットクーラーの融通も、今年度はもう既に中学校のところで余っているというものを小学校に我々が車を出して、回るというようなことをしておりますので、今、いただいたようなお話も含めて、学校の現場に寄り添った対応をしまいたいと考えてお

ります。

【小田嶋教育長】

今、森川委員からいただいたような意見も含めて、来年度のシーズンイン点検の計画について、しっかり詰めてもらって、それでまた御報告していただけるように、よろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4は終了といたします。

報告事項No. 5 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 5「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【亀村教育環境整備推進室担当課長】

お手元の資料のファイルナンバー06-1を御覧ください。「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について」でございます。

報告事項No. 5は、令和6年3月18日に市議会で議決を受けた川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容といたしましては、契約金額263億9,369万534円を271億6,913万8,618円に変更するものでございます。

お手元の資料のファイルナンバー06-2を御覧ください。「川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について」でございます。

「1 サービス対価の仕組み」でございますが、本事業におけるサービス対価の構成につきましては、サービス対価Aは設計・施工等、サービス対価Bは維持管理の対価でございまして、支払い時期は記載のとおりでございます。また、このたび、「対象室数の変更に伴う改定」と「物価変動に基づく改定」が生じていることから、これらを併せて実施し、契約金額を変更するものでございます。

2ページを御覧ください。「2 サービス対価の改定」でございますが、(1)対象室数の変更に伴う改定につきましては、本事業で更新や新設を予定していた室の中で、故障等により更新が必要になり、市側で更新を行った場合や、児童生徒数の増加等の理由により市側で教室転用工事と併せて新設した場合などは、対象室数について改定を行う必要がございます。

サービス対価Aは、更新対象室及び新設対象室の減少に伴い、契約金額が約1億4,000万円減少いたします。一方で、サービス対価Bは、市側で整備することにより、維持管理対象室が増加いたしました。本事業で整備する空調設備が減少することで、性能保証に係る費用が減少することから、約600万円減少いたします。

3ページを御覧ください。(2)物価変動に基づく改定につきましては、サービス対価Aは、一般財団法人建設物価調査会の「建設物価」を指標値とし、1.5%を超える物価変動がある場合に改定をすることとしており、5.98%の変動が認められたため、改定を行うものでございま

す。

サービス対価Bは、日本銀行調査統計局の「消費税を除く企業向けサービス価格指数」を指標値とし、1.5%を超える物価変動がある場合に改定をすることとしており、2.31%の変動が認められたため、改定を行うものでございます。

4ページを御覧ください。(3)改定の計算方法につきましては、サービス対価Aの改定対象費用は直接工事施工に必要となる費用で約150億円でございます。サービス対価Bの改定対象費用は令和6年度支払分を除いた費用で約70億円でございます。

次に各サービス対価の計算式につきましては、記載のとおりでございます。

5ページを御覧ください。サービス対価Aは、改定率が1.045となることから、約6億9,000万円の増額となり、改定後のサービス対価Aは約172億円でございます。

サービス対価Bは、改定率が1.023となることから約1億6,000万円の増額となり、改定後のサービス対価Bは約75億円となります。

6ページを御覧ください。「3 改定後のサービス対価及び契約金額」につきましては、改定後のサービス対価の合計は7億7,544万8,084円増の271億6,913万8,618円でございます。

報告は、以上となります。

【小田嶋教育長】

御質問等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No.5は終了といたします。

報告事項No.6 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

報告事項No.7 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

報告事項No.8 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No.6「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」から報告事項No.8「(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」までですが、これらはいずれも学校給食センター整備等事業の契約の変更について報告となりますので、一括して説明を受けることに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、一括して説明を求めます。

それでは、健康給食推進室担当課長、お願いいたします

【片山健康給食推進室担当課長】

それでは、学校給食センター整備等事業の契約の変更について、御説明いたします。

ファイルナンバー07-1、報告事項No. 6・7・8のファイルをお開きください。

報告事項No. 6は、南部学校給食センターでございまして、平成27年10月14日に市議会で議決を受けた「(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業」の契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「155億2,245万5,033円」を「155億6,704万8,471円」に変更するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

「10 変更理由」でございしますが、事業契約書第71条の規定等に基づき、物価変動による契約金額の変更を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

報告事項No. 7は、中部学校給食センターでございます。同様に契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「112億9,192万5,948円」を「113億2,634万6,349円」に変更するものでございまして、変更理由は、報告事項No. 6と同様でございます。

次に、9ページを御覧ください。報告事項No. 8は、北部学校給食センターでございます。同様に契約の一部を変更するものでございます。

変更内容は、契約金額「81億4,289万3,962円」を「81億6,608万520円」に変更するものでございまして、変更理由は、報告事項No. 6と同様でございます。

変更内容等の詳細につきましては、ファイルナンバー07-2、報告事項6・7・8資料にて一括して御説明いたしますので、ファイルナンバー07-2のファイルをお開きください。

初めに、「1 サービス購入料の仕組み」でございます。

本事業はPFI事業手法を用いて、施設の設計・建設業務から完成後の施設の維持管理・運営業務までを実施しております。

業務ごとのサービス購入料の構成は、表に記載のとおり、給食センターの設計・建設業務のうち、一括払いのサービス購入料A、割賦払いのサービス購入料B、開業準備業務のサービス購入料C、給食センターの維持管理・運営業務のうち、固定料金のサービス購入料D、変動料金のサービス購入料Eで構成されております。

次に、2ページを御覧ください。「2 サービス購入料D及びサービス購入料Eの改定」でございます。

初めに、「(1) 改定率」でございしますが、サービス購入料D（固定料金）及びサービス購入料E（変動料金）については、「契約締結年度（平成27年度）」と「支払い対象となる令和7年度の維持管理・運営を行う前々年度4月が属する年、(令和5年度)の対象となる価格指数の年度平均指数」を比較し、1.5%を超える変動があった場合、対象となる費用の改定を行うこととしております。

中段の表を御覧ください。今回、改定の対象となる費用は、サービス購入料D（固定料金）の「維持管理費相当額」と、「運営費相当額」のうち、「光熱水費相当分以外」、「電気代相当分」及び「ガス代相当分」並びにサービス購入料E（変動料金）の「献立料金単価」のうち、「光熱水費相当分以外」、「電気代相当分」及び「ガス代相当分」であり、改定率については表に記載のとおり

りでございます。

なお、サービス購入料D（固定料金）及びサービス購入料E（変動料金）の上下水道料相当分については、改定率が1.5%以下となっておりますので、改定は行いません。

次に、「(2) 改定の計算方法」でございますが、改定後の各費用は、改定前の対象費用に、令和5年度価格指数を平成27年度価格指数で除した価格指数比を乗じて算出するものです。

次に、3ページを御覧ください。「3 改定後の各サービス購入料及び契約金額」でございます。

初めに、(1) 南部学校給食センターでございますが、サービス購入料Dの改定額は表に記載のとおりでございます。表の一番下の行「サービス購入料D総額」を御覧ください。

改定対象費用「89億3,898万929円」を「89億7,837万8,179円」に変更し、「3,939万7,250円」の増額を行うものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

サービス購入料Eでございます。改定額は表に記載のとおりでございます。表の一番下の行「サービス購入料E総額」を御覧ください。改定対象費用「2億7,172万134円」を「2億7,286万2,374円」に変更し、「114万2,240円」の増額を行うものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

改定後の各サービス購入料及び契約金額でございます。表の一番下の行「合計」を御覧ください。各サービス購入料に消費税を加えて、税込み合計で現在の契約金額「155億2,245万5,033円」を「155億6,704万8,471円」に変更し、「4,459万3,438円」の増額を行うものでございます。

次ページ以降は、中部学校給食センター及び北部学校給食センターの改定額等でございますが、算出方法等は先ほど御説明した南部学校給食センターと同様でございますので、後ほど御参照ください。

報告事項No. 6・7・8の説明は、以上でございます。

【小田嶋委員長】

御質問等はいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 6から報告事項No. 8までは終了いたします。

報告事項No. 9 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について

報告事項No. 10 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 9「労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について」及び報告事項No. 10「地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について」ですが、これらはいずれも労働会館改修工事について報告となりますので、一括して説明を受けることに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、一括して説明を求めます。

それでは、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします

【柿森生涯学習推進課担当課長】

それでは、報告事項No. 9及びNo. 10を一括して説明いたしますので、ファイルナンバー08-1、報告事項No. 9・10の1ページ、報告事項No. 9を御覧ください。

こちらは、令和7年第1回川崎市議会定例会に提出する議案書でございまして、川崎市民館・労働会館の整備に向けて、昨年4月から労働会館改修工事を行っておりますが、「1 変更内容」のとおり、労働会館改修電気設備工事請負契約の契約金額の変更議案を上程するとともに、3ページ「報告事項No. 10」に参りまして、労働会館改修に係る（1）及び（2）の各工事について、完成期限や契約金額の変更を報告するものでございます。

ファイルナンバー08-2、報告事項No. 9・10資料は、議案書の補足資料でございしますが、本日はこれまでの経過等も含めて御説明させていただきますので、ファイルナンバー08-3、報告事項No. 9・10参考資料1・2を御覧ください。

この参考資料1につきましては、昨年10月の教育委員会会議（定例会）で御説明したものでございますが、2ページに参りまして、改修工事の過程においてシートパイルの埋設が確認され、新設する控え壁の基礎等に干渉することが判明し、3ページに参りまして、平面図のとおりシートパイルの埋設が想定されることから、除却または切断する必要がございます。

4ページに参りまして、これに伴い、下のスケジュール表のとおり、当初、令和7年12月の工事完了を、令和8年7月と、約7か月の延長を見込んでいるところでございます。

7ページに参りまして、シートパイルへの対応に加え、公共工事設計労務単価等の改定への対応も要することから、8ページに参りまして、表の右から2番目の映像、下段のところです。昨年10月の時点で、合計約7.3億円の工事費等の増額を見込んでおりました。

10ページに参りまして、参考資料2を御覧ください。

こちらが議案書の内容をまとめたものでございまして、「1 工事請負契約の変更」について、今回の変更契約のうち、表の中段「労働会館改修電気設備工事」は、増加額が契約金額の10%を超えるため、川崎市契約条例の規定により議会の議決が必要となり、また、上段の「労働会館改修工事（建築）」及び、下段の「労働会館空気調和設備その他工事」は、地方自治法第180条の規定により市長の専決処分となるものでございまして、各工事の変更後及び変更前の契約額、増加額は表に記載のとおりでございます。

次に、「2 完成期限の変更」につきましては、地中埋設物の撤去工事の追加に伴い、完成期限の変更を行うものでございまして、令和7年12月22日の完成期限を約7か月延期し、令和8年7月31日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見、いかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明、ありがとうございました。

シートパイルの件は、これまでも御説明いただいていたタイミングが何度かある中で、質問が今になってしまったのは申し訳ないんですが、どうしても気になったので、質問させてください。

シートパイルは工事中に撤去されることが多いという説明があったんですけども、だからこそ、ならばなぜ建設時にチェックせずに残置することにしたのか、それで残したままでいいのかということが、発注主である市の側に、当時説明はなかったのか、引き継がれる工事の記録みたいなものが残されていなかったということは、当時の建設会社のほうに何か落ち度みたいなものが全くなかったのか、または市として記録すべき記録が残っておらずに、分解して初めて分かるような事態になってしまっていたのではないのか、その辺りがどうなのか、もう少し詳しくお聞きしたいなと思っています。というのも、このことがあったからこそ、建設費の増額になっているので、背景の部分をきちんと整理させていただきたく、質問させていただきました。よろしくお願いします。

【柿森生涯学習推進課担当課長】

今、工事をしております労働会館につきましては、昭和56年にできたものでございます。今回発見されたシートパイルは、仮設の埋設物でございまして、図面には記載しないものでございます。シートパイルは、基本的には工事後に撤去するものでございますが、隣の富士見公園は地面を掘ると水がすぐ出るような状況であり、工事後にシートパイルをあえて引き抜かなかった可能性も考えられます。当時の建設会社に確認したんですが、40年以上前の話であり、記録は残っていないとの回答であったと伺っております。今回、シートパイルが見つかったことで、工事が延期となり、工事費も増額となったことで、市民の皆様にも御迷惑をおかけする形となったことは、大変申し訳ないと思っておりますが、現状では、当時の建設業者に過失による責任を問うことはできない状況でございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかに何かありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No. 9及び報告事項No. 10は終了といたします。

報告事項No. 11 新たな「かわさき家庭と地域の日」について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 11「新たな「かわさき家庭と地域の日」について」の説明を、指導課長、お願いいたします

【新田指導課長】

指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「新たな「かわさき家庭と地域の日」について」御説明をいたしますので、ファイルナンバー０９－１、報告事項Ｎｏ．１１を御覧ください。

「かわさき家庭と地域の日」についてでございますが、平成２９年９月１３日の学校教育法施行令等の一部改正により、①大人と子どもが一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出するため、公立の学校の休業日として「体験的学習活動等休業日」、②教育委員会は、この「体験的学習活動等休業日」を定めるに当たっては、家庭及び地域における体験的な学習活動等の円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めること等を講じるよう努めるものとされましたところでございます。

本市では、これを受けまして、１０月のスポーツの日を含む３連休後の火曜日を「体験的学習活動等休業日」として設定し、その名称を「かわさき家庭と地域の日」として平成３０年度から試行実施をしてきました。

３ページを御覧ください。

この「かわさき家庭と地域の日」につきまして、これまでの試行結果を検証するため、令和５年１０月から１１月にかけて、保護者等を対象にアンケートを実施いたしました。

４ページを御覧ください。

そのアンケート結果によりますと、肯定的な意見といたしましては、「かわさき家庭と地域の日」を設定していることについて、約８０％の保護者等が「よい」または「どちらかといえばよい」とされ、実施時期についても約７０％の保護者等が「そのままでよい」、との意見がございました。

一方、否定的な意見や課題といたしましては、約２０％の保護者等が「仕事を休めない」「ほかの月日にしてほしい」との意見があり、約１５％の児童生徒が「家で留守番をしていた」との状況であることが分かりました。

この結果から、大人と子どもが一緒に休日を過ごし、「体験的な学習活動を行う」という制度趣旨を踏まえると、現在の実施方式には課題があると認識し、制度を改めることとしたところでございます。

５ページを御覧ください。

令和７年度以降の内容についてでございますが、取得可能日数を１日から２日にいたします。

具体的には、これまで実施してきた（１）の「１０月のスポーツの日を含む３連休後の火曜日（固定利用日）」につきましては、教職員の約９５％が休暇を取得していることから継続することとし、これに加えて、（２）にある「保護者の休暇に合わせて柔軟に休暇を取得できる日（任意利用日）」を、新設いたします。なお、この任意利用日につきましては、吹き出しにありますとおり、登校しなくても欠席とはせず「出席停止・忌引等」と同じ取扱いといたします。

６ページを御覧ください。

任意利用日を取得する場合の手続については、計画を立て、活動内容等を事前に学校へ届け出ていただきます。

なお、任意利用日につきましては、学校ごとに、教育活動のため取得できない日を指定いたしますので、その日は避けていただく必要があります。

７ページを御覧ください。

体験的な学習計画の手助けとなるように、特に固定利用日については、市内企業等と連携して、様々な体験活動の中から選択して利用できる仕組みを構築してまいります。現在、市内企業等と調整を続けておりまして、参画していただく企業等につきましては、後ほど御紹介いたします。

また、任意利用日につきましては、市ホームページに、体験できるスポットを紹介し、児童生徒等を支援いたします。

8 ページを御覧ください。

この制度変更に伴い、ネーミングも改めます。体験的な学習を行う休業日であることを踏まえまして、かわさきホリデー&スタディ、通称「ホリスタ」といたします。

9 ページを御覧ください。

市内企業等との連携についてでございますが、令和6年12月末現在で参画していただける市内企業等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、昨年度実施しましたアンケートの結果につきましては、参考資料として添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御意見、御質問はいかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

御苦労さまです。

1点だけなんですけれども、アンケートに対する保護者の回答率があまりにも低いんじゃないかなと思っていて、そういう面では、これが本当に、家庭と、その子どもの意見を代表したアンケート結果になっているのかどうかということに確証を持ってないんですけど、これはなぜこんなにアンケートの回答率が低いんですか。どういうふうに考えておられますか。

【新田指導課長】

アンケートの結果の回答率が低いということ自体につきましては、原因のところまではつかめておりませんが、アンケートのほうにつきましては、学校で使用している「ミマモルメ」というところで配信させていただいて、「LOGOフォーム」というところで便宜的なアンケートを取らせていただいたところございまして、アンケートを取ることにについての書いて出さないといけないとか、そういう負担感はなかったかと思っているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

背景というか、要因はまだつかめていないということです。一般的に保護者にいろいろなアンケートをミマモルメでやるときに、内容にもよると思うんですけど、概してそんなに高くはないですかね。

【新田指導課長】

ものによるかと思うんですけど、それほど回答率は高くはないかなと感じるところでございます。

【西井委員】

ありがとうございます。アンケートは大体こんなものだとということで理解いたしました。

平成29年からスポーツの日に合わせて、プラスアルファで一日やっているというのは、かなり浸透してきたので継続しますということですが、なかなか働いている親御さんは厳しいだろうというのが、今回のアンケートを取らなくても分かるんじゃないかなぐらいのレベルの話かというふうに思います。むしろ、任意のほうというのは、当然その学校行事の中で、ここは外してくださいよということについては受け入れられやすいし、趣旨も一定の理解をいただけるかなと思いますけども、通例、こういうものは一回やり始めるとなかなかレビューができなくて、見直しなり改定ができない典型的な施策かなというふうに、ちょっと否定的な意見に聞こえるかもしれませんが、額面どおり受け取っていただいて結構かなと思います。

【小田嶋教育長】

固定利用日については、我々もアンケートを取るまでは、もっと評価が低いのではないかといい予想はあったんです。ところが取ってみたら、意外に高評価になっているということで、しかも、その間、コロナがはやったものですから、継続的な施行ができない中だったんですが、そのアンケート結果を基に、さらに、今、全国的にもラーケーションといって、ここでいう任意利用日みたいなやり方というのが少し増えてきているという流れもあったりで、もう少し幅を広げて、よりホリデー&スタディということで、体験的な学習につなげられないかということでリニューアルしているの、この形でやっていく中で、また状況を見ていくようになるのかなと思いますけれども、そういう理解でいいですかね。

では、坂口委員。

【坂口委員】

任意利用日を今回導入する一番の理由は何ですか。

【新田指導課長】

アンケートの結果のところでも少し触れておりますが、アンケートの中で、2割の保護者等が「仕事を休めない」、「他の月日にしてほしい」というところの意見がございまして、その中で、じゃあ、固定日を今までの日からまたほかに動かすと、また、そこで休めない方が出てしまうというところがあると考えておりまして、そこで先進事例ということもございまして、ほかの都市も研究しまして、では任意で取得できる日というところを設定した場合には、その保護者の都合によって月曜日に行かなくても、例えば、月曜日や木曜日なんかはもしかしたら休めない、もしくは繁忙期の間は休めないけれども、少し手が空く時期になれば休むことができる、そういうことがあれば、取得ができるだろうと、そういったところの条件を少しでも整えていって、体験できる機会を増やそうということで設定したものでございます。

以上でございます。

【坂口委員】

他都市の例などを教えていただきたいんですが、届出制というのが担任の先生の業務負担を増加しないのかどうかということだけチェックさせてください。

【新田指導課長】

他都市のところで、愛知県などでやられているということで、そちらのほうの自治体にお伺いして、実際の届出の手続を確認してまいりました。愛知県なんかでもいろいろな都市があって、電子申請をやっている都市もあるとは聞いているんですけども、私どもが伺ったところでは、紙の申請をしているということでした。実際、学校のほうでどれだけ紙での申請が出ているということに対して負担があるのというところでは、愛知県全体でも取得率のアンケート、実際30%の人が取得する、取得予定ということでの結果を聞いておりますが、その行った学校では月に2、3人が申請している程度であって、特にそこで負担になるようなことはないということ聞いております。

また、今回、川崎市のほうで実施するに当たっては、保護者からの申請については電子申請「e-KAWASAKI」というところを考えておりまして、そこで申請していただくというふうに。そこへ紙で出すとか、学校のほうで紙を受け取って、また、それを処理しなきゃいけないというところでは、少し負担感は軽減しているかなというふうに考えております。

以上でございます。

【坂口委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

御報告、ありがとうございました。

子どもたちに体験を増やしてもらおうということはとても大事なことだというふうに思っていますので、いい企画だなと思うんですが、もしかして、固定のほうが実は使いやすいんじゃないかなという感じはしています。確かに動けない保護者はいるかもしれませんが、固定というふうになっていくと、もうこれは決まりだからというふうに、そこで仕事が休みやすくなるかもしれませんし、こういうふうに決められているからということがあるので、だから、どっちの案と合うか予想はできない感じがするんです。そういう意味では、これから実施されると思うんですけども、できれば1年間、任意の場合の利用率はどれぐらいなのか、どれぐらいの御家庭が使ったのかとか、その利用率を見た上で、さらに判断していったほうがいいんじゃないかなという感じがします。

なぜかという、任意となると、実はやらない御家庭も結構いらっしゃるかなという気がしますので、そこを比較した上で決めていただきたいなと思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

野村委員。

【野村委員】

ありがとうございます。

1つは名前の変更というのはすごく賛成だということをお伝えしたかったと思います。家庭と地域の日という名前で、お子さん、留守番されている方も多いということで、家庭と地域という名前がつきながら、家庭と地域と交わらずに1日を終えるということの、もしかしたら寂しさもあるのかなというふうに思いましたし、私が保護者としての立場で考えると、もしその日を留守番させる必要があったときに、罪悪感を背負うことになるかなと思うので、名前が変わることが、少し気が楽になるといいかなというふうに思います。

ただ、一方で、結局、実のある休暇になればあまり意味がないというところもありまして、どうしても保護者の方がお忙しい場合に、子どもが安全に移動できる範囲内で、子どもだけで参加できる体験型というものの充実をお願いできないものかなというのがあります。地域の寺子屋の皆様のお力を借りるなどして、その日に子どもが安全にできる範囲での体験があると、家庭でできなかった子も地域の皆さんと一緒に子どもが何か体験ができるといいのかなと思います。それが1つです。

もう1つが届出制のほうなんですけれども、活動内容を届け出るということで、却下されるような内容のものもあり得るということなんでしょうか。

【新田指導課長】

届出をしていただく中では、基本的には体験的活動という趣旨のところを入れていただくような形を考えておりますが、例えばそれがこの市内企業紹介の中には、例えば、カワスイとか、よみうりランドも入ってございますので、よみうりランドで例えば体験活動というところで保護者と一緒によみうりランドの中でも自然散策ができる部分もございますし、また、親子の中で創造的なものができることも、そこで見つかるかもしれませんというところを出していただければ問題ないと思っております。

また、その活動内容については、じゃあ、終わった後に報告を必ずしも求めるというところまではしておりませんので、そういった運営でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【野村委員】

ありがとうございます。

なかなか定休日の関係などで、主に土日だけ休みという方だけではないと思うので、そういっ

た方はただ単に休暇を過ごしたいという御家庭があってもいいと思うんです。電子申請を推進するのであれば、ミマモルメに欠席や体調不良、けがなどのところにホリスタというのがあって、理由のところ、説明を書くところに、今日は家族で過ごしますだけでもいいと思うのです。何とか、不思議だなと思うのが名古屋で、愛知県で、月に3通ぐらいしかないから、書類の負担がないということでありながら、でも、取ってほしくてこういう柔軟な制度をつくるわけなので、制度設計そのものをもっと気軽に取ってもらえるようにはじめから用意するのがいいかなと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございました。

現在数からすると少ないのかもしれないのですが、教員のお子さんたちはどうなるのかなって心配になりました。川崎市の先生方は、川崎市内に在住し、川崎市内の小中学校に子どもたちが通っている方は非常に多いんです。教員の方がお休みを取れるのかなと、教員の子どもたちは使えないのかなってすごい心配なのと、もし来年、これの使い勝手においてアンケートを取るようでしたら、教員の取得率ってどうなのかなと、ぜひ、考えていただきたい。それこそ働きやすさ、子育てしながら仕事のしやすさに教員が引かれては、新規採用のところにも関わってくるかと思えますし、これも働き方改革にも関わると思いますので、その辺、考えていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 11は終了といたします。

報告事項No. 12 今後の自然教室の方向性等について（中間報告）

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 12「今後の自然教室の方向性等について（中間報告）」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします

【北村指導課担当課長】

指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 12「今後の自然教室の方向性等について（中間報告）」について、説明いたします。

ファイルナンバー10-1、報告事項No. 12のファイルをお開きいただき、2ページ目を

御覧ください。

初めに、「背景及び経緯」でございますが、自然教室で利用している八ヶ岳少年自然の家について、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域等に指定されていることを確認したため、「現地での再編整備」、「富士見町内での移転整備」、「他施設の活用」の3つの案を幅広く検討することといたしました。さらに、令和6年度分のバス手配が入札不調となり、一部の学校が日程や実施場所を変更する事態となったことから、全校での確実な実施に向け、持続可能な実施手法の検討がより一層必要となっているところでございます。

3 ページ目を御覧ください。

「八ヶ岳少年自然の家の利用状況」でございますが、利用の約8割が自然教室、その他の利用が約2割で、延べ利用者数の表にありますとおり、学校を除き、青少年団体の利用は新型コロナウイルス感染症感染拡大前の水準に戻っておりますが、その他については、平成29年度と比べて半減している状況となっております。また、青少年団体の月別の利用状況としましては、8月が最も多く、34団体、自然教室を除く宿泊室の稼働率は、同じく8月が最も多く、39.6%となっております。

次に、「施設の劣化状況等」でございますが、八ヶ岳少年自然の家は、築45年以上経過した木造建築物が多く、建物等の老朽化が著しいほか、バリアフリー未対応、土砂災害に対してもハード面は未対応の状況ですので、施設を継続して使用するには、抜本的な老朽化対策やバリアフリー化、土砂災害に対する安全対策が必要な状況となっております。

4 ページを御覧ください。

3つの案について、それぞれ、この間の検討状況について説明させていただきます。

まず、「現地での再編整備」でございますが、昨年度までの検討で、改修ではなく、新築して集約化することとし、レッドゾーン・イエローゾーン以外で整備する案について、検討いたしました。

アストロハウス付近に宿泊棟等の建物を集約して配置し、宿泊定員を削減して規模の適正化を図る一方で、ニーズの高い体育館を新たに整備するなど、概算工事費として約72億円の見込みでございまして、レッドゾーン・イエローゾーンを避けた施設整備は可能ですが、野外活動エリアはイエローゾーン内となります。

5 ページを御覧ください。

次に、「富士見町内での移転整備」でございますが、八ヶ岳山麓付近6件の候補地のうち、一覧表にありますとおり、候補地3において移転の可能性があることを確認できたため、詳細に検討することといたしました。

既存の宿泊施設等を解体し、宿泊棟や体育館を新設するなど、概算工事費として約68億円に、さらに土地取得経費等がかかる見込みでございまして、現在の八ヶ岳少年自然の家より敷地面積は大幅に減少しますが、必要な施設の整備が可能であることから、今後は、ほかの案とのコスト比較が必要となります。

6 ページを御覧ください。

「他施設の活用」でございますが、こちらはこれまで教育委員会において御報告させていただいておりますので、詳細については省略させていただきますが、資料真ん中にごございます、西有馬小、菅生小、西中原中が、今年度、日程及び実施場所を変更して自然教室を実施しており、各校に対し、「児童生徒へのアンケート」及び「教員ヒアリング」を実施したところ、児童生徒から

は、他施設であっても9割以上が自然教室で充実した活動ができたと回答しており、教員からは、移動時間が短いことによるメリットが挙げられた一方で、下見の負担や事務手続への対応に苦慮するなど、初めて利用する施設であることによるデメリットに対する意見が寄せられました。これら教員の負担に関して、西中原中学校では、添乗員が当日同行するパターンで実施したことから、「教員の負担軽減が図られた」という意見がございました。

7ページを御覧ください。

こちらら詳細については省略させていただきますが、学校ごとに時期及び場所を選択できるようにしたところ、令和7年度は、小学校19校、中学校16校が他施設で実施することとなりました。

8ページを御覧ください。

確実に他施設で全校実施するには、民間活用による持続可能な手法を検討する必要があることから、民間事業者と意見交換等を行いながら検討しましたところ、コスト増となるものの、教員の負担軽減につながる当日の添乗業務等が可能であること、また、全校での他施設実施は、3年を目途に段階的に移行していくことを想定しておりまして、今後、令和7年度の他施設実施校の実施結果と併せ、令和8年度の事前準備の実施結果も踏まえ、他施設での全校実施が可能か判断してまいります。

次に、下段の表にありますとおり、3つの検討案をコスト比較いたしましたところ、「他施設の活用」が最も効率的な状況となりました。

9ページを御覧ください。

「今後の検討の方向性及びスケジュール」でございますが、施設整備につきましては、安全性等の観点から一旦検討を凍結し、「他施設の活用」を前提に検討を進め、3年間を目途に、持続可能な実施手法の確立に向けた検証に取り組んでまいります。

なお、これらの検証結果によっては、八ヶ岳少年自然の家につきましては、地形的な課題や利用状況等を踏まえ、今後、施設の存廃を含めて検討することとし、令和7年度末に「今後の自然教室の方向性」等を取りまとめてまいります。

なお、ファイルナンバー10-2については中間報告の本編、ファイルナンバー10-3についてはアンケート結果等の参考資料になりますので、後ほど御参照ください。

説明は、以上です。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見はございますでしょうか。

坂口委員。

【坂口委員】

大変なお仕事を進めてくださって、ありがとうございます。

そして基本方針として、全ての児童生徒が自然教室を体験するという基本ラインを実現したいということの基に検証されていることに大賛成です。そういうことが基本だなというふうに思っております。

1つですね、今後のこれからの方向だと思うんですけども、今、実施している、施設を選ぶという、そのような方針、「選べる！チョイス！自然教室！」という、このコンセプトに至った

理由というのを教えていただきたい。つまりやむを得ず、八ヶ岳だけに集中するわけにもいかないので、いろんなパターンを考えますということなのか、それとも、本当にこの時期が重なってしまうので、1つの場所だと受け入れ切れないとか、選べるということにどれぐらいの意味があるのか、今後もこの方針で、続けていくのかどうかというのをはっきりさせてください。

【北村指導課担当課長】

両方の意味があるかと思います。最初にちょっと御説明させていただきましたとおり、もともと我々、自然教室は八ヶ岳少年自然の家でやるというのを前提に、ずっと長い歴史でやってきておりまして、昔は中学校は選りながらとか、小学校は箱根で林間学校をやっていたりとかという経緯もあるんですけれども、八ヶ岳でやるというふうになってから、ずっとこの間八ヶ岳でやってきているというところはあるんですが、施設が老朽化しているという中で、レッド、イエローみたいな話、さらにはバスも取りにくくなってきているというマイナス面も正直あって、こういう話に至っているのは事実としてはありますが、ただ、先生方ともいろんな御意見を重ねさせていただく中で、やっぱり子どもたちが自然教室をやるのを前提にしたときに、今、レッドが何だとか、バスが何だとかという話、マイナスの話ばかりだと、やっぱりちょっと嫌だよねという意見がある中で、だったらいろんなところから、選べるようにしようよみたいな話をいただいたのもあって、私のほうでこういうコンセプトを掲げて、進めましょうというのを始めましたので、そういう意味ではマイナスな意見も正直ありますが、我々としては今後、もちろん全校実施でできるかどうかという判断は、ちょっと来年度、他施設トータル35校がうまくいくか、そして令和8年度の実施分の事前準備みたいなこともちょっとやらせていただくんですけれども、その両方調査やった結果、全校できるかという判断にはなるんですけれども、できるという判断になれば、この「選べる！チョイス！」を今後掲げてずっとやっていきたいというふうに思っていますので、できればマイナスじゃない形で、いろんなところで、いろんな体験をできるというのは、別に差異がある教育活動ではないというふうに我々は考えております。

【坂口委員】

それは全くそう思います。

2点あって、1つは八ヶ岳の稼働率の7月、8月に合わせて70%、そこに皆さん集中して自然教室を実施していらっしゃるという実績がありますよね。

【北村指導課担当課長】

逆に7月、8月は、あまり自然教室をやっていないです。

【坂口委員】

ごめんなさい。間違えました。

【北村指導課担当課長】

夏休みの期間については、一般開放、自然教室を使わない時期なので、青少年団体さんとか、一般利用が多い時期になります。

【坂口委員】

承知しました。ちょっと資料を間違っていましたけれども、じゃあ、どんな時期に自然体験教室はなさるんですか。

【北村指導課担当課長】

本編で言いますと、本編の資料3ページに、時期を書かせていただいております、ファイルナンバー10-2のほうですね。3ページの真ん中に、自然教室の実施時期、小学校については主に5月の中旬から7月の上旬ぐらいまで。実際後期は、ちょっとこれまでは、八ヶ岳でトータル小中合わせて2万人、子どもを行かせなきゃいけないとなるので、夏休み終わってすぐ行くみたいな学校も正直あって、中学校も冬休み終わってすぐ行くみたいな学校も正直あったので、そういう意味では、本当に稼業期間はずっと行っている状態になります。

【坂口委員】

では、大丈夫です。気温が気になるなと思ひまして、バスの問題、つまり交通手段はバスだけにしていけないということで、近隣のところを選んでいらっしゃるじゃないですか。そうしたら、あまり移動しても意味がないというか、夏季の気温が高いのは何かアンケート調査も見たりして、どうなの、活動は十分できるのかということをやちょっと心配になりました。時期に関しては、すみません、私も間違っていました。

もう1点なんですけど、自然体験活動だから質の部分を考えると、もう少し国立の青少年施設とか、自然の家を信頼してもいいんじゃないかと思ひます。埼玉の大滝が入っていたかと思うんですけども、例えば赤城とか、御殿場とか、プログラムのやはり質が、ホテル滞在と全然違うように、社会教育関係者はどうしてもそう見てしまうんですね。特に雨天時とか、何かあったときの対応というのは、本当にプログラムの質が違うと思うので、先生方の負担もかなり変わるだろうと思うので、検討なさったと思ひますが、もし、さらに増やすのであれば、国立の施設をと思ひました。

以上です。

【北村指導課担当課長】

実際、国立の施設も見に行かせていただいております、今回まず第1弾として選ばせていただいたのが、もちろん八ヶ岳で海のプログラムはできないので、100%八ヶ岳と同じというわけではないんですけども、八ヶ岳と同じようなプログラムができるなというところで、指導主事の先生と一緒に見に行かせていただいて、国立の施設は、そこで完結できるプログラムはすごくたくさんあるのですが、ちょっと我々今、2泊3日を前提に組ませていただいておりますので、2日目のハイキングとか、例えば御殿場だと、あまり近くに良い山がないものですから、バスが2日目もあれば行けるんですけどというのもあるって、ちょっと一旦落とさせていただいている状態になります。なので、費用との兼ね合いもあるんですけども、2日目のバスについては、スキーのときはバスを留め置きにしているんですけど、小学校は、中日はバスがない状態で今実施させていただいておりますので、その兼ね合いも含めながら、検討はしていきたいなと思っております。八ヶ岳でできることと同様のものを前提に考えていまして、申し訳ございません。

あと、夏についてはおっしゃるとおりでございます、今回、令和6年度にやった西有馬小と

かがですね、7月に行っているので、本当にものすごく暑いときに行ったので、我々もヒヤヒヤしながら行っていただいたという経緯があります。なので、近場については当然、八ヶ岳に行くのと同じような気候環境になって、カタログには、その時期の気温も掲載させていただいた上で、選択をするという形で学校ごとに選んでいただいておりますので、そういう意味では、近場では、我々7月というのはお勧めはしていないので、それも踏まえて学校は、日程も込みで、選んでいただいた形になります。

【坂口委員】

すみません。もう1点だけ。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【坂口委員】

すみません、これは追加情報なんですけど、国立のほうの建て替えなども一生懸命しているところなんですけど、その際にバリアフリーということと、もう1つはやっぱりジェンダーの多様性も配慮ということで、トイレの在り方とか、それから個室で利用できるシャワーとか、そういったものを設置しようとしている。埼玉県が全面的にそれを勧めているんですけど、もし八ヶ岳、この路線だと、そういうことにならないかもしれませんが、建て替えなどの方向に行った場合は、ぜひ施設、御検討いただきたいと思って加えます。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

西井委員。

【西井委員】

大変御苦労さまです。この方向で賛成いたします。

それで、この方向で検討していったら、民間施設も含めた、今、先生もおっしゃったように、国立のものを使ってもいいんですけど、こういうふうに変えていくときに、今ある八ヶ岳の施設を川崎市がどういうふうにしていくのかということが加わると、こういうやり方を変えるということに意味が出てくると思うんです。

つまり、これ指定都市としてリスクがあって使えないという判断の中で、今こうやっているわけですね。ハザードの問題で。これは、そういう土地と施設をどういうふう川崎市が、市民に還元していくのかという観点で、一言でいうと、どういう売り方ができるのかということセットで完全移管するときは、そういうことも合わせて、市民の皆さんに了解を得るという考え方が必要だと思うんですね。そういうふうに、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

生涯学習推進課長。

【山口生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長の山口でございます。

こちらの施設につきましては、存廃を含めて検討ということで、最終的な方向性の中では、存続廃止を含めた結論が出るということになります。

仮に廃止となった場合につきましては、そもそも建物自体が老朽化して使えないということから、この検討が始まっておりますので、そのまま例えば譲渡したり、売却するということは、なかなか難しいかなということで考えておまして、まずは、八ヶ岳については教育財産でございますので、施設自体の廃止を決めた後は、普通財産に戻しまして、全庁的に利用をまず検討するというので、その上で、どこも扱うという目的が見当たらないということになりましたら、その上で売却ですとか、譲渡というような判断も、さらにしていかなければならないということでございますので、そちらにつきましては、全庁的に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。森川委員。

【森川委員】

本当に御苦労があったと思います。ありがとうございました。

菅生小学校が菅生中学校と御縁があるんですけども、川崎市はずっと八ヶ岳、小も中も八ヶ岳自然の家じゃないですか。あそこがあまりによかったの、大人の考えとして、ああ、八ヶ岳じゃないんだと思っていたんですが、菅生小の子どもたちが、「八ヶ岳使えないんだって、でもね、ほかのところに行けることになったんだよ」と喜んで行って帰ってきたんですね。そうしたら、とりあえずは楽しかったと、いろいろやれて楽しかったという話を何人もから聞きました。なので、あそこじゃないと駄目だと思ったのは、大人の考え方であって、どこで学ぶかじゃなく、何を学ぶか、何を体験するかだと思いつくつく思い知らされました。どうぞこれからも、とにかく子どもたちの安全第一、事故が起きない場所で、安全第一で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ほかにありますか。

どうぞ。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございました。とても詳しい資料で、よかったです。

今の森川委員でちょっと実感したんですけども、確かに今までやった中で、教員の先生方がね、プログラムに慣れたりとか、予想しやすいのでやってきたと思うんですが、私、足柄も愛川もよく知っていて、実はかなりここ、いろんな形のまた違うプログラムが結構ありまして、悪く

ないんですよ。だから、ぜひそこら辺で、やっていくうちに先生方、さらに展開できるかなというふうに思うんですが、ただ、暑いです。7月は使えない。9月までは使えないんだろうなというふうに、避けたほうがいいかなというふうに思いますので、ちょっとその辺りと、あとはプログラムをもっと開発できるかなというふうに思いましたので、ぜひ検討してください。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

あとはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 12は承認いたします。

報告事項No. 13 市立高等学校改革推進計画第2次計画の検証報告について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 13「市立高等学校改革推進計画第2次計画の検証報告について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【北村指導課担当課長】

引き続き、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項No. 13「市立高等学校改革推進計画第2次計画の検証報告について」、説明いたします。

ファイルナンバー11-1、報告事項No. 13のファイルをお開きいただき、2ページ目を御覧ください。

初めに、「背景及び経緯&検証の考え方」でございますが、市立高等学校に関する計画として、本市では、平成15年5月に「川崎市立高等学校教育振興計画」を策定し、今後の目指すべき方向性についての基本的な考え方や今後の主な取組を定め、振興計画に定める取組を推進するため、平成19年7月に「市立高等学校改革推進計画」を、令和2年2月に「市立高等学校改革推進計画第2次計画」を策定し、この間、様々な取組を行ってきたところでございます。

令和6年度に第2次計画に位置付けられた各取組の実施状況等を検証することとしていることから、下段左の図にありますとおり、各取組の実績等について、「達成」「達成→取組継続」「更なる取組が必要」「未達成→継続」の4つの区分に分類するなど、検証いたしましたので、その結果について、御報告させていただきます。

3ページを御覧ください。

第2次計画の各項目における取組内容につきましては、全日制課程普通科、全日制課程専門学科、定時制課程に分け、それぞれの目標に向けて、実施すべき項目及び取り組むべき内容を設定しております。

4ページを御覧ください。

全日制課程普通科に関する取組の実施状況についてでございますが、「魅力ある普通科教育の推進」に向け、4つの項目に取り組みました。

まず、「カリキュラム・マネジメント」につきましては、幸高等学校や高津高等学校で、教科等横断的な教育課程を一部実施したほか、全校で、「総合的な探究の時間」を活用し、地域や学校の実態に応じた教育課程を編制いたしました。編制した教育課程を組織的かつ計画的に評価・改善するまでには至りませんでした。右の表を御覧ください。高等学校教育においては、大学入学者選抜が大きく影響を与え、「一般選抜」に対応した知識伝達型の授業にとどまる傾向にあります。が、「総合型選抜」の実施割合が年々増加していることから、今後、生徒の思考力・判断力・表現力や主体性等を育成するための教科等横断的な学びが、より一層必要となってくることが想定されます。そのため、全校での教科等横断的な教育課程の編制、及びそれらを組織的に評価・改善していくカリキュラム・マネジメントの仕組みづくりを検討していく必要があることから、「更なる取組が必要」としました。

その他、「キャリア教育」「ICT環境の整備」は、「達成→取組継続」とし、「中学生の普通科志向」は「達成」としました。

5 ページを御覧ください。

「中高一貫教育校の充実」に向け、3つの項目に取り組みました。

1つ目の「グローバルコミュニケーション力」につきましては、海外からの留学生と在校生がともに授業を受ける「高校生スクールビジットプログラム」や、希望する在校生の家庭に留学生が泊まる「ホストファミリープログラム」を令和5年度から開始し、異文化交流を図ったほか、オーストラリアへの海外研修の内容改善などに取り組んでまいりました。しかしながら、国際社会で活躍するためには、より多くの経験の場を設けることが重要でございますが、実際に海外に頻繁に出向くことは、時間や費用面から難しいことから、学校内での体験を増やしていくなどの教育活動の充実や、中高一貫教育校の強みを生かした教育課程の編制など、今後、より一層グローバルコミュニケーション力の向上を図る取組を検討していく必要があることから、「更なる取組が必要」としました。

次に、「総合的な探究の時間」は、「達成→取組継続」としました。

次に、「特色ある中高一貫教育」につきましては、中高6年間の体系的・継続的な学びに向け、高等学校普通科の募集を停止するなどの取組を実施してきましたが、高等学校での指導内容の一部を中学校に移行することが可能になるなどの教育課程の特例措置である、「学習指導要領等によらない特別的教育課程」については、編制することができませんでした。特色ある中高一貫教育を行うためには、特例を活用した教育課程の編制のほか、根本的な教育指導体制の整備に取り組み、中高6年間を通した体系的・継続的な学びをより一層推進していく必要があることから、開校からの10年間を振り返りながら、今後、魅力化・特色化に向け、教育課程の編制や教育指導体制の整備も含め検討していくため、本項目を「未達成→継続」としました。

6 ページを御覧ください。

全日制課程専門学科に関する取組の実施状況についてでございますが、「進路実現を目指した専門教育」に向け、2つの項目に取り組みました。

「専門教育」は、「達成→取組継続」としました。

次に、「専門学科離れ」につきましては、幸高等学校ビジネス教養科を4学級から3学級募集に変更しましたが、その他の高等学校においても、定員割れ傾向が続く専門学科があることから、今後も、市立高等学校全体で専門学科離れへの対応策を検討する必要があることから、「更なる取組が必要」としました。

次に、「特色ある専門学科の情報発信」に向け、「情報発信」の項目に取り組み、「達成→取組継続」としました。

7 ページを御覧ください。

定時制課程に関する取組の実施状況についてでございますが、「定時制生徒自立支援の充実」に向け、「自立支援」の項目に取り組み、「達成→取組継続」としました。

次に、「定時制における学びの充実」に向け、2つの項目に取り組みました。

「学びの充実」につきましては、令和6年度から、橘高等学校において、特別支援教育サポーターの派遣回数を増やすなど、授業開始前の個別学習支援の充実に取り組んだほか、令和5年度から、川崎高等学校に日本語学習コースを設置するなど、学びの充実に取り組んでまいりましたが、右のグラフにありますとおり、定時制課程には支援が必要な生徒が多数在籍しており、特に、学習面や行動面、対人面での支援が必要な生徒が多くなっていることから、より一人ひとりに応じたきめ細やかな学習支援等を検討する必要があるため、「更なる取組が必要」としました。

次に、「学級編制」につきましては、高津高等学校及び川崎高等学校において、募集学級の変更や募集停止を実施しましたが、昼間部は充足率が高いものの、夜間部は低い状況が継続していることから、社会状況等の変化や教育ニーズに合わせた教育課程の編制を検討する必要があるため、「更なる取組が必要」としました。

8 ページを御覧ください。

「第2次計画の検証結果まとめ」でございますが、第2次計画に位置付けられた各取組の実績及び検証結果について、「更なる取組が必要」なもの、及び「未達成→継続」としたものについては、今後取り組むべき課題として、右にありますとおり、「①教科等横断的な学びの強化の必要性」「②中高一貫教育の見直しの必要性」「③専門学科の定員割れへの対応の必要性」「④教育ニーズに合わせた定時制課程の在り方検討の必要性」の4つにまとめました。

次に、「第2次計画策定以降に顕在化した課題」でございますが、第2次計画の検証だけではなく、社会状況の変化等に伴い、計画策定以降に顕在化した事象についても合わせて対応を検討する必要があることから、子どもを取り巻く様々な状況や課題から、市立高等学校の今後の方向性に影響を与えると想定される、「少子化の進行」「市外流出の増加及び通信制課程進学者の増加」「高津高等学校校舎の目標耐用年数経過」についても、検証結果と併せて対応を検討していくこととしました。

9 ページを御覧ください。

「今後の検討の方向性&スケジュール」でございますが、検証結果からまとめた4つの課題と、計画策定以降に顕在化した課題について、それぞれ関連性のあるものを3つに集約し、今後検討すべき3つの方向性としてまとめました。

まず、1つ目の“選ばれる”高校づくりと少子化に伴う定員減への対応”につきましては、専門学科の定員割れ傾向や、進路希望先として市外流出の増加、令和20年度には県内中学校卒業者が令和5年度と比較して約3割減となるなど、少子化が進行すれば、高等学校は“選ばれる立場”がより鮮明になってくることから、今後、川崎の強みを生かしながら、全校の魅力化・特色化に取り組み、“選ばれる”高等学校づくりを目指して、今後の方向性を検討してまいります。

2つ目の“学びを“選べる”高校づくりと定員割れへの対応”につきましては、定時制課程への進学者が減少する一方、通信制課程への進学者が増加している現状や、第2次計画前の「市立高等学校改革推進計画」において、将来的な検討課題として見送られていた、単位制の導入や神

奈川県の「フレキシブルスクール」のような新たなタイプの学校の検討なども含め、今後、社会状況の変化や生徒が求める教育ニーズ等を分析し、多様な学び方から、生徒が学びを“選べる”高校づくりを目指して、今後の方向性を検討してまいります。

なお、これら2つの検討を進めるに当たっては、市立高等学校全体の適正な配置及び規模の検討についても、同時に進めていく必要があります。併せて、令和19年度には高津高等学校校舎の目標耐用年数が80年を経過することから、3つ目の「校舎の目標耐用年数経過への対応」についても、併せて検討してまいります。

今後につきましては、これら3つの方向性に基づき検討を進め、「(仮称) 新たな市立高等学校等改革構想」として取りまとめることを予定しております。

なお、ファイルナンバー11-2は検証報告書の本編、ファイルナンバー11-3は市立高等学校改革推進計画第2次計画となっておりますので、後ほど御参照ください。

報告事項No. 13についての説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問、御意見お願いいたします。

森川委員。

【森川委員】

ありがとうございました。

私、定時制について、お話をさせてください。

市立川崎の定時制なんですけれども、ここにちょっと気になる子がいるので、文化祭にこっそり行かせていただいたんですね。定時制だけの文化祭なんですけれども、校舎を使って、かなり盛り上がり、普通高校の文化祭に比べると小規模ですけれども、盛り上がり、その子が1日も中学校で学校に行けなかったんですが、市立高校の定時制に入って、1日も休まず学校に行っているというお話を、本人には顔が分からないようになんですけど、保護者の方から伺いました。多様性に、海外籍の子もいるからそうですけれども、多様性に配慮した地域支援課などとも連携をしている関係で、きめ細やかな対応、かなり温かい学校だと保護者の方からも、お話を聞きました。

川崎市、今後の取組として、定時制の役割として、川崎市でどんどん増えている不登校の子どもたち、小中が義務教育になりますけれども、高校という段階で、通信が今増えているとおっしゃいましたが、皆さん多分知らないんですよ。定時制に行けるということ。小中行っていないので。

ですが、ここの定時制は受入れも幅広く、学校にノートを持ってくる習慣のない子のために、プリント学習を用いたりとかしてしまして、通信に行かれる方が多いと言いますけど、通信は学費の無償化等の対象になっていないので、かなり高い金額を出して、保護者の方は行かせています。

ただ、不登校の子が家にいるからこそ、親も仕事を諦めて、子どもを見守るために家庭にいる状況の小中を過ごした家には、高校の学費の負担はかなりで、無償化の枠からも外れている通信に行くことになると、まるで世間からは、うちの子がいないかのように取り扱われているという悲しい話も聞いたことがあります。

ですから、私がお願いしたいのは、定時制の取組をどんどんもっと広めていただきたいという

か、提案をしてあげてほしい。そうすると、小中の不登校の子で悩んでいるお母さんなり、お父さんなりも希望になると思うんですね。親が希望を持っていたら、子どもも決して居場所がなくなるわけではないと思うんですね。

なので、ぜひこのお話を、こういう生き方があるんだよと、3年が4年になろうとも、3年制が4年制にならないと卒業できないだとしても、たった1年、大したことないと思います。高校卒業の資格を取らないことには、日本での就労も始まらないので、ぜひ広げていただけたらと、定時制に不登校の子の行き先に、川崎の不登校の子の行き先という目当てというか、存在の意義も、これからの取組に入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。

芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

御報告、ありがとうございました。

この学校は、これからいろんなことを書かなければならないかなというふうに思ったりしております。

実は私、川崎の夜間ですよ。それを見に行ったりとか、定時制に見に行ったりとかをしていたときに、すごくいい雰囲気、とてもよかったと思うんですが、今現在の高校の状況を考えて、1つは、やっぱり通信の部分をついかに利用しやすくしていくのかというところが、やっぱり結構大きなキーワードなのかなというふうに思っていて、コロナ以降、学習、学びのスタイルが、特に高校生以上が随分変わったような感じがします。そこは1つ学校の魅力につながっていくのかなというふうな印象がありますので、その検討をちょっと間口を広げてみるといいかなという感じがしました。

あともう1つなんですけれども、多分、定時制の中でも、昼間に使う方と、夜間に使う方と、利用者が違うんじゃないかなという気がするんです。どうですか、そこの辺りどうでしょう。

【北村指導課担当課長】

川崎市の定時制に通っているお子さん、生徒さんに関しましては、昔は、当然勤労青年のための夜間だったんですけど、今、2、3人ぐらいでして、夜でも、昼でも、不登校傾向であったりしたお子さんがほとんどで、学び直しもあまりいない状態です。

そういう意味では、あまり子どもの状況として変わらない状況でございまして、夜間が適正なのかということも含めてやる時間帯、あと、我々今、方向性として、“学びを選べる”というのを掲げているので、子どもたちのニーズにきめ細やかな対応ができるような方法は何なのか、検討していきたいなというふうに考えております。

【芳川教育長職務代理者】

ありがとうございます。

不登校であっても、昼間を選ぶ子と夜を選ぶ子は全然違うんじゃないかなという気がするん

ですよ。

だからそうすると、多分、学びのスタイルも違ってくるかなという気がしますので、だから昼間とどうしてもカリキュラムが同じになっちゃうんですが、それでは漏れない、そういう学生の諸事情かなという気がしましたので、よかったら、一応これも含めて検討してみてください。

【北村指導課担当課長】

実際、朝から確かに通えないという子どもが多くて不登校になる子も実際多いと思いますので、その辺りも含めて、実施と時間帯とかも含めて検討していきたいなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

西井委員。

【西井委員】

御苦労さまです。

これから、また構想を進めていただいて、また議論する機会をいただけるんだと思いますので、よろしくお願いします。

高校生の話なんですけど、今のお話で、子どもの数が減っていきます。それから、選ばれる川崎の市立高校を選ばれるようにしていかなければいけないという、このことは、ほとんどの自治体で同じことが議論されることになると思います。

そうしたら、高校生というのをどう捉える、高校生に対する教育をどう捉えていくかなというところをもう少し議論したほうがいいように思うんですね。

つまり、小学生、中学生、義務教育とは違う。例えば、ちょっと事例を申し上げると、ほとんどの高校生が大学に進学されていくわけですね。一時は大学教育も、モラトリアムなんて表現をされているときもありましたけど、今はかなり違う。専門性をかなり重視されている。でも、そこに乗らない人もいますよね。

というのは、実は、例えば欧州や米州だとかなりいるんですよ。そういう道を選ぶ人は、大学院まで行って、さらに研究を進めていく。さらに専門性を磨いていくという方向に行く。

ただ、例えば、皆さん御承知で、ドイツでいうとマイスター制度というのがあって、これがいわゆる30歳ぐらいまで、仕事とその学習の学び直しを、繰り返しながら、国家資格を取りながら、かなり認められる技術者になっていくという、こういうプロセスがあるんですね。例えば、私は食品の技術を習っておりましたが、アメリカでもですね、いわゆる調理師の資格を取るというのは、非常に募集人数が多くて、この辺は別に大学に行くわけじゃないんですよ。ある一定のところで、数学的なこととか、それから科学的なことを勉強したら、もうそういう道に行っちゃうんですね。

ただし、コミュニケーションが必要なので、多国籍の語学を勉強する。それから調理の実習みたいなものを身につけていく、いわゆる調理師の世界のマイスターになるんです。こういう仕事というのは、すごく尊敬されて、社会的なポジションも高いです。

だから、どういう子どもたちを育てるというのか、つまり、どういう働き方をしながら、この子どもたちが将来を有意義に、夢を持ちながら過ごしていけるのかという、川崎の教育プランに

ある、夢を持って生きていける生きがい、夢を抱いて生きがいを感じながら生きていける子どもたちの基礎をつくるというのが小中高なものですから、そういう意味、高校のところについて言うと、そういう能力開発というところに特化したらいい。

日本でいうと、高校とはちょっと違うんですけど、いわゆるエンジニアリングの能力をつけるという観点で言えば、高専ぐらいしかないんですよね。つながっている意味というのはね。こういうところに少し踏み込んで考えていくというのは、子どもたちの育成、将来、つまり、社会人として独り立ちしていく術を身に付けさせるという観点で、もうちょっとテクノクラートに徹した、今の人材層にというのは、高校生ぐらいだと十分できるんじゃないかな。この間、坂口先生と、麻生中学校の総合的な学習の時間、研究の中間報告会を同席させていただいたんですが、中学生でこのぐらいのことをやられるのであれば、高校生もっとさらに進んでいる。社会課題に直結できて、それに自分が答えるような能力を身に付けるということについて、やっぱり動機を持って臨めるような人材をつくっていくという。こういうチャンスを与えるということでもいいんじゃないかな。

気持ちだけじゃ駄目なんで、ソリューションを提供するためには能力が必要なので、ただ学習もしっかりやらしてもらわなきゃいけないんですよ。

ただ、選択を、目標を得られれば、そこに向かったの専門性というのは、全ての能力を高める必要はないんですよ。もう16歳だったら、それぐらいのことは考えられるような機会をあげてほしいなと、そういう風に思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

坂口委員。

【坂口委員】

ありがとうございます。

私も森川委員と同じで、定時制に大変関心を持っています。

川崎市の規模で、これだけ夜間も含めて定時制の定員を確保して、維持してきていることが、まず素晴らしいと思います。

いろんなところが昼間に変えていたり、中高一貫にすることでなくしてしまったりするという傾向が続いている中、残せる。それはやはり意味があるんだろうと思います。

都心なので、簡単に市外の高校に進学できるような状況の中で、選択肢が基本的にない、そういう若い方々の進学先を選べるようになっていくということが、まず素晴らしいと思います。

一方で、これは教員配置の問題だと思うんですけども、15歳、16歳、17歳で、将来の専門を決めなければいけないような学科選択というのが、やはり大きく負担になっているんだろうと。夜間だから少ないということもありますが、機械科に進もうとか、なかなかすぐ思えないということが、やはりこういった専門科の不人気に直結しているんだろうというのが想像できます。そういう意味では、単位制というのが1つの方法なんだろうと思います。

単位制はもう1つ、やはり通信教育を受けている人たちのサポート校というんですか、スクーリングの質がすごく低いところがたくさんあって、川崎市の場合は、そうではないと思うんですが、少し地方に行くと、本当にコンビニの2階にある私塾がサポート校になって、塾よりひどい

んですね。通信環境があればすぐ認定されてしまって、そういうところも含めてなんで。ということで、N校とかは非常にまた遠くにあったりするか、都心にある中、通信制を選んで、またそこでうまくいかない子どもたちが、もう1回入り直せるような場所になると、定時制が本当に蘇ってくると思います。

また、個別最適な学びというのがこれからどんどん行われるとなると、10年の間に、もちろん子どもの数は減るんですけども、通信制だったり、単位制だったりを目指す若い方々というようなことも思います。

そういう意味では、なかなかこの規模で、充足率で残しましょうということ自体を、川崎市は大丈夫なんだろうけど、もしかしたらいろんな審議会していく中で、議論になってしまうかもしれないんですけども、やはり自治体が学校を持てることの意味というのをぜひ強く何度も言っていたらなというふうに思います。

あともう1点です。市内の例えば大学と連携して、自治体推薦の枠を1つ得るなどは、比較的いろんな大学ができることです。

私たちも、縁のある自治体と1つ枠を持っていて、そこは必ずしも偏差值的に受験しないかもしれないお子さんでも、理由があって進学する。例えばそんなことも可能なので、市立のやはり高校の魅力の1つとして、自治体推薦などの取組をし、進路も見せていくというか、そんなことも考えられるかなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

野村委員、どうぞ。

【野村委員】

学びを選べる高校づくりいうところを本当に応援したいというか、本当にこの方針をここに出して下さったことに心から感謝を申し上げたいと思います。

不登校の話、出ましたけれども、通信という、単位制の学び方が必要な子どもというのは不登校だけではなくて、私の息子に軽度の発達障害があることもあって、同じように発達障害を持った保護者の方との交流の機会もあります。一緒に進路の勉強もしたりもしています。そういう中で、やはりその中学の後をどうするかというところを悩んでいる保護者の方が非常に多いです。

ただ、やはりおっしゃっているサポート校の良し悪しの判断が難しかったり、通信制の高校に通いながら、さらにサポート校にも入ろうという学費の負担感がすごく大きい。でも、失敗すれば、またそこからやり直しになってしまうという、本当に親子で危ない橋を何とか渡って行きながら、何とか高校の資格を取らせてあげることができないかというふうに悩んでいる両親の方はたくさんいらっしゃいます。

選ばれる市立高校にということですけども、逆に、私たち界限というか、発達障害の子どもを育てる親からすれば、選べる高校が本当に少ないので、逆にその場所を市立が提供してくれるなら、本当にもう、私も行きたいという人たちが全国から来るんじゃないかというぐらい、本当に引っ越してでも行きたいと思う人が来るんじゃないかというぐらいニーズがあると思いますし、本当にニーズがあるからというだけじゃなくて、つくるべきだと思っています。社会的な責任と

して。ですので、単位を、すみません、必要以上に熱い思いになってしまうんですけど、本当に単位で、自分のペースで学べるという学び方は本当に必要なもので、心から応援したいですし、本当に感謝申し上げます。これからもよろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

各委員から御意見いただきまして、最後にありましたけれども、今後の取組として、仮称ですけど新たな市立高等学校の改革構想ということで今後考えていきますので、またその中でも、いただいた御意見を踏まえて出していきたいと思えますし、今これだけ世の中の教育に求められるものも変わってきているので、本当に大学入試自体も大分変わってきている。総合選抜も増えてきているし、昨日の共通テスト、もう大分問題も変わってきている。そういう中で、今までの考え方と大きく変えていかなくてはいけない部分というのも、高等学校についてもあると思えますので、そういった部分での構想をこれからつくっていきますので、またプレゼン等をよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

では、報告事項No. 13は終了といたします。

報告事項No. 14 市立小学校における事故について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項No. 14「市立小学校における事故について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 14「市立小学校における事故について」、御報告させていただきます。

本件は、市立大島小学校において生じたプールの水の流出事故の報告でございます。昨年度に発生しました稲田小学校プールの水の流出事故後、再発防止策を講じておりましたが、再度、このような事故が生じ、誠に申し訳ございません。

それでは、ファイルナンバー12、報告事項No. 14のファイルの、2ページをお開きください。

「1」の事実関係でございます。

大島小では、プール授業終了後、プールの水を消防用水として活用するため、排水しないのが通例でした。今年度は、プール授業を行わなかったものの、プール清掃後、消防用水のため、注水しておりましたが、来月に予定されているプールの工事の下見のために、水を抜いた状態でした。

(2) でございますが、工事の下見が終了した後、消防用水として注水することとし、昨年11月下旬に、校長の指示を受け、教頭と教務主任が注水を実施しました。なお、勤務時間内で作業を行う方針であるため、一旦止水をしております。

(3) ですが、昨年12月6日、教頭が注水を再開しましたが、このとき、校長は不在であり、注水する旨の報告は、誰にも行っておりません。

(4) ですが、教頭は、満水まで少なくとも10時間程度の注水を要することを知っており、同日中には満水とはならないことが見込まれたため、退勤前に止水を行う予定でしたが、(6) のとおり、止水作業を行わないまま、教頭は退勤し、注水を行っていることを知っている者は誰もいなかったため、注水が継続したものでございます。

そして、(7) のとおり、翌日、学校施設開放の使用者が、プールに注水していることに気づき、学校に連絡し、その後、教務主任からの依頼により、その発見者が止水しましたが、これにより約28時間30分の間、注水を行い、推定流出量は620.5 m³、推定損害額は約51万円となります。

3 ページをお開きいただき、「2」の本件と、昨年度の稲田小事故との差異でございます。

まず、上から5段目の「過失」でございますが、詳細は表外に記載しておりますが、稲田小事故は「重過失に近い過失」である一方、本件は「過失」であり、その程度は、稲田小事故に比べ、軽いものと考えております。

次に「業務命令」でございますが、本件は「校長からの指示」に基づくものですが、稲田小事故は、そのような指示はなく、むしろ注水を行わないとされていた日に行ったものでございます。

次に「施設の状況」などでございますが、稲田小のプールには自動止水装置があり、作業回数も1回で済み、止水作業も本来は不要ですが、大島小のプールには、自動止水装置はなく、複数回の注水作業・止水作業が必要となります。

4 ページをお開きいただき、「3」の損害賠償請求の法的根拠等でございますが、本件のような事案には民法第709条が適用され、損害賠償請求の要件は「過失」となります。

一方、(2) のとおり、損害賠償請求を行うことができる事案であっても、常に損害額の全額が請求できるわけではなく、諸般の事情を考慮し、信義則上相当と認められる限度において請求することができるかとされております。

また、プールの水の流出事故に係る裁判例につきましては、(3) のとおりでございます。

5 ページをお開きいただき、「4」の国や他都市の動向でございますが、(1) にお示しのとおり、昨年7月に文部科学省から通知がなされました。

この通知では、学校設置者による必要な支援やチェック体制の構築などが十分に行われないうまま、特定の教師等に学校プールの管理が任せられ、教師等が損害賠償の責めを負うおそれもある中で勤務する状況は望ましくありませんとした上で、学校プールの維持管理に関する教師等の負担軽減を図り、今後、損害賠償請求を一律に行うのではなく、損害賠償責任が特定の教師等に生じることのない、積極的な取組を依頼しております。

(2) の類似事例における他都市の取組でございますが、稲田小事故の公表を境に、損害額の5割を請求する事例が多かったものが、請求しない事例が多くなったと言えます。

6 ページをお開きいただき、「5」の損害賠償請求についてでございますが、(1) にお示しのとおり、止水を失念したこと、誰にも報告せず単独で注水したことは、教頭の「過失」に、注水の指示の際に、注水時に報告することなど具体的な指示を行わなかったことは、校長の「過失」に、それぞれ該当し、民法第709条や過去の類似裁判例に照らし、損害賠償請求を行うことができますが、損害賠償請求に当たっては、諸般の事情を考慮して判断する必要があります。

そして、考慮すべき事情は、(2) のとおりであり、市としては2年連続の流出事故であること、

学校管理職の行為である一方で、失念自体はやむを得ないものであること、自動止水装置がないといった施設面、チェック体制や過失の内容も考慮する必要があると考えております。

7 ページをお開きいただき、「6」の現時点の方針でございますが、現行の法制度の下では、過失・損害があり、両者に因果関係があるため、損害賠償請求を行うことも考えられますが、稲田小事故後に、文部科学省通知が発出されたり、類似事例における他都市の取組に変化が見受けられ、こうした状況の変化も踏まえ、本件については、過失の内容、施設の状況、作業の負担といった事情を考慮し、損害賠償請求は行わないこととするものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

結論的に今、最終的な損害賠償請求を行わないことが適当ということで説明がありましたけど、御意見いろいろあると思いますので、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

西井委員。

【西井委員】

これは専門家というのか、弁護士の方の意見も複数聞いているとお聞きしましたが、それぞれ弁護士の見解を教えてくださいませんか。

【伊藤庶務課担当課長】

正直、難しいところもあるんですが、弁護士の見解を2名に伺ったところ、それぞれ結論は分かれています。

厳しいほうの意見としましては、やはり学校は管理職だということも踏まえたり、失念自体はしょうがないという御判断もありましたが、やはり誰も報告しないでやっているのはかなりまずいということもありますけれども、施設の状況などを照らせば、請求したとしてもせいぜい1割ぐらいだろうという見解もございます。

その一方で、もうこれは、要するに教育委員会全体としての責任であるということもございまして、損害賠償をしなくても許されるという見解もございました。

以上です。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【西井委員】

ありがとうございます。

私は、これ意見ですけども、この結論でよろしいかなというふうに思います。

法的には少し意見が分かれることもありますので、今後、それでよかったのかということ、それから稲田小のときはどうしたということが掘り返されて、訴え等に至る可能性はあると思いますが、文科省の通知が出たということと、それから今、課長からの御意見もありましたように、稲田小以降、この教育委員会としても、このテーマ、非常に課題が多いという、つまり課題というのは、たしか前回の御報告では、川崎市の小中学校のプールの状況というのは、運営の仕

方や、それから設備の状況等によって、9つのモジュールに分かれるくらい、非常に複雑な取組になっているということの中で、我々もその課題を大きく受け止めて、善処しようということで、今進めている中で起きた過失ということだと思います。

その観点で照らして言えば、教育委員会そのものにも、いろんな理由があるにせよ、対策が十分講じられなかった、この間にですね。2つ目の事故が起きる前に。そういう意味では不作為という観点で、責任はあるというふうに思っておりますけれども、ただ、これは非常に複雑なことでありますので、先ほど触れた、もし仮にこういう訴訟等に至った中で、ですけれども、十分に反論できる余地があるのではないかというふうに思っております、そういう観点では、この文科省の通知ということをして1つの機会として捉え、かつ並行して、教育委員会で取り組んできた取組を併せ持って、今回は判断を変えるということで、私はよろしいかというふうに思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特に質問等。

では、野村委員、どうぞ。

【野村委員】

報告ありがとうございます。

本当に西井委員がおっしゃるとおり、私もこの件に関しては、この結論で私も同意しております。

お尋ねしたいのが、発見者の方が止水してくださったということで、緊急事態とはいえ、ほかの方に止めるという作業を取り扱っていただいたことに関しては、どういった注意をなされたのか教えていただけますか。何というか、そこを問題ないと扱うのか、一応そこも注意の対象になるのかということだけは教えていただきたいです。

【伊藤庶務課担当課長】

本来としては、学校の方が駆けつけた上で処理すべきだとは思いますが、本件に関しては、緊急避難ということで、やむを得ないかというふうに考えておりますけれども、こういった事案もありましたので、そういうことがないように、繰り返しになりますが、学校にはきちんと管理していただくようお願いしていくだろうかとは思いますが。

本件についてはすみません、これに関しては、よろしくないということは、校長や教頭には伝えておりますので、今回だけ緊急避難ということで、許容ではないかというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【野村委員】

分かりました。ありがとうございます。前は、本当にプールのための注水だったという事故

で、今回は消火のための、消火のために貯めておかなければいけなかった、趣旨も違ったということで、プールの使用の用途というのは、あらゆる想定があるのだなというところは、私も詰めが甘かったというのが想定外で、そういうことも含めて、やはり教育委員会として対策を講じる部分は甘かった部分もあると思いますし、緊急時とはいえ、ほかの方に操作していただくことの是非とかということに関しても、やはり事前の指導とかルールのチェック、それから、本当に手で止めるものの場合、少し忘れてしまったときのというセーフの何か仕組みを、一緒に教育委員会もサポートして考えることができなかったのか。本当に蛇口をひねったら、その印を自分の靴箱に、例えば注水中と貼れば、帰るときに気づくわけですね。本当にそんなアナログ式でもいいので、何かこう、どこかで人間が忘れたときに、何とか助けられるシステムができなかったのか、私たちも対策を不足していた部分もあると思うので、本当に次回こういうことが起きないように、もう少しきめ細やかに学校と対策を考えていただければと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

【井川教育環境整備推進室担当課長】

ただ今野村委員からの御指摘のとおり、我々もこの、実際にこの事故が再発してしまったということは、まさにおっしゃるとおり、こちらの対策が足りなかったものと、深く反省をしているところでございます。

実際に、大島小学校での、今年度は特にプールをやらなかったという実態がございまして、昨年度は、実際にプールに注水するときには、職員室に貼り紙をしたりとか、そういうことをされていたというふうに伺いました。ですので、我々も必ずしもプールの操作というのは、プールするときだけということではないかもしれないですけども、どうしてもそこに頭が行きがちだったというのが実態だというふうに考えております。今後もこのことを踏まえて、むしろ請求しないという考えをするからには、事務局として、責任が重くなったものと考えておりますので、我々も勤勉に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

森川委員、どうぞ。

【森川委員】

ありがとうございます。

前回の稲田小学校のときに、止め方の地域で施設を利用する方たちと共有しようみたいな話、出ませんでしたか。何となくそんな案も、アイデアレベルかもしれないんですけども、したような気がしたんですけども。

これは消火材用の水ということで、プールの止め方ですけど、学校で先生たちが駆けつけるのを待たずに、例えば地域の避難所運営会議の委員長ですとか、あと自治会長もですし、防災担当委員とかもいるので、止め方はその辺の人たちとも共有しておく、地域の人たちはすぐ駆けつ

けられると思うので、そういったことも考慮、ちょっと考えてみてください。よろしくお願いします。

【井川教育環境整備推進室担当課長】

ありがとうございます。たしか前回のときも、森川委員から、そのような御意見をいただいたのかなというふうに認識しております。

実際はなかなか機械でやるところですと、奥のほうであったり、機械室の鍵があったりだとか、今回のところはですね、外のプールであって、施設開放の方が、鍵が持っていれば入れるところだったのですけれども、それもやはり学校によって千差万別というのが実態でございまして、それがこの対策の難しさというふうには認識しておりますけれども、できることは何でもやってやっていく方向で、取組を進めていきたいと考えているところでございます。

【森川委員】

例えば、避難所運営会議ですと、各地域に鍵が1本渡されて、その鍵を持って開けて、防災倉庫の鍵を開けたら、さらに中に鍵があって、その鍵を開けるというふうに、迷路みたいになっちゃって、工夫をしたりするので、そんなこともちょっと考えて、非常時だけですから、何かそんな、うまく機密を守れるようなやり方で、何かあったらいいなと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかには。芳川委員。

【芳川教育長職務代理者】

すみません、時間のない中、申し訳ないんですが、例えば水漏れの場合には、水漏れなんじゃないかみたいな、そういうチェックはあるんですけども、何か妙にこの水がすごく漏れているよというところでアラームが鳴るとか、あるいは、ここがちょっと水の使い方がおかしいとか、そういう感じのシステム多分お考えになったと思うんですけど、それはやっぱり学校では難しいでしょうか。

【井川教育環境整備推進室担当課長】

そうですね。実際に今回も水が流れ出したわけですけども、水道局のチェック、検診は、基本は1か月に1回しか回ってこないですね。それを例えばアラームが鳴るような装置だとかということで様々考えられますけれども、実態としては、稲田小の後は、例えばマニュアルを整備したりだとか、ソフト面の対策を重視して取組を進めていました。特に稲田小のところが、スイッチをちゃんと入れていれば、自動で止水する措置があったということもあって、そちらの方に頼っていた。また、ハード面での整備というと、やはりお金もかかりますので、そこにやはり我々ちゅうちょしていたということもあろうかなと思っております。

今後につきましては、ハード面での対策についても、検討していきたいというふうに考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

【芳川教育長職務代理者】

ヒューマンエラーは当然起きるというふうに考えるのは、大事なような気がするんです。

だから貼り紙とかだけじゃなくて、もうちょっとシステムの、先生方がすぐ気づくとか、そういう感じのセッティングを、特に大島小のような学校だけでもいいですので、していたほうが、より確実なのかなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 14は終了といたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の定例会は終了といたします。

(17時01分 閉会)